

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成28年4月1日
(第21期)	至	平成29年3月31日

日本通信株式会社

(E04473)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	7
4 関係会社の状況	12
5 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1 業績等の概要	14
2 生産、受注及び販売の状況	16
3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	17
4 事業等のリスク	20
5 経営上の重要な契約等	26
6 研究開発活動	28
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	28
第3 設備の状況	30
1 設備投資等の概要	30
2 主要な設備の状況	30
3 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1 株式等の状況	32
2 自己株式の取得等の状況	45
3 配当政策	45
4 株価の推移	46
5 役員の状況	47
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	54
第5 経理の状況	61
1 連結財務諸表等	62
2 財務諸表等	93
第6 提出会社の株式事務の概要	104
第7 提出会社の参考情報	105
1 提出会社の親会社等の情報	105
2 その他の参考情報	105
第二部 提出会社の保証会社等の情報	106

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【事業年度】	第21期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務 片山 美紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高 (千円)	3,940,730	4,667,674	5,139,174	4,109,488	2,659,403
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	351,394	709,413	463,735	△1,993,754	△1,650,009
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	285,656	881,810	327,740	△2,158,512	△2,198,682
包括利益 (千円)	266,219	868,384	283,421	△2,191,131	△2,197,659
純資産額 (千円)	2,546,121	3,466,928	4,842,295	2,703,574	1,755,437
総資産額 (千円)	5,099,640	6,510,003	8,683,727	5,763,681	4,792,159
1株当たり純資産額 (円)	18.51	25.10	34.19	18.86	11.36
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	2.12	6.55	2.35	△15.36	△15.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.11	6.33	2.18	—	—
自己資本比率 (%)	48.8	52.0	55.2	46.0	35.0
自己資本利益率 (%)	12.1	30.0	8.0	—	—
株価収益率 (倍)	26.43	48.51	211.06	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	269,864	473,399	420,861	△1,206,703	△425,089
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△291,705	△353,849	△488,345	△1,547,109	△427,122
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	47,857	393,331	1,671,922	22,838	426,300
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,168,721	2,686,804	4,307,591	1,502,694	1,058,411
従業員数 (名)	94	109	125	115	103
[ほか、平均臨時雇用者数]	[10]	[6]	[8]	[8]	[7]

- (注) 1. 連結売上高には消費税等は含まれていません。
2. 第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。
3. 第20期及び第21期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
4. 第20期及び第21期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。
5. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高 (千円)	3,638,073	4,303,316	4,766,532	3,741,138	2,372,634
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	372,561	800,550	543,699	△1,834,756	△1,534,153
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	306,185	△246,455	408,138	△2,419,218	△2,068,683
資本金 (千円)	2,032,555	2,048,190	2,608,995	2,636,405	3,253,925
発行済株式総数 (株)	1,343,560	1,349,030	140,072,239	140,623,239	147,728,239
純資産額 (千円)	3,857,596	3,663,562	5,163,647	2,796,839	1,977,678
総資産額 (千円)	6,356,122	6,625,625	8,929,647	5,860,712	5,305,248
1株当たり純資産額 (円)	28.27	26.56	36.48	19.52	12.86
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	2.27	△1.83	2.93	△17.21	△14.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.27	—	2.71	—	—
自己資本比率 (%)	59.8	54.1	57.2	46.8	35.8
自己資本利益率 (%)	8.4	—	9.4	—	—
株価収益率 (倍)	24.65	—	169.28	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	74 〔7〕	85 〔4〕	94 〔5〕	95 〔4〕	89 〔6〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

3. 第18期、第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

4. 第18期、第20期及び第21期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. 第18期、第20期及び第21期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。

6. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

2 【沿革】

年月	概要
平成8年5月	平成8年5月24日、携帯電話の法人向けサービス・プロバイダーとして東京都千代田区に設立
平成8年10月	米国コロラド州に、技術開発のための子会社（Communication Computer Technologies Inc.（現 Computer and Communication Technologies Inc.、以下、「CCT社」という））を設立（当社持株比率100%）
平成8年12月	郵政省（現 総務省）に一般第二種電気通信事業者の届出（関電通第7504号）
平成9年1月	法人向け携帯電話サービス（テレコム・サービス）を提供開始
平成9年9月	東京都品川区に本社移転
平成12年6月	「bモバイル（ビーモバイル）」の名称で、各種アプリケーションやコンテンツを携帯電話ブラウザで提供するアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）事業を開始
平成13年8月	DDIポケット株式会社（現 ソフトバンク株式会社、以下、「ソフトバンク」という）からPHSデータ通信のネットワークを調達し、世界初となるデータ通信MVNO（Mobile Virtual Network Operator）事業を開始
平成13年10月	「bモバイル・データ・サービス」の名称で法人向けモバイルデータ通信サービスを提供開始
平成13年12月	「bモバイル・プリペイド・サービス（現 bモバイル）」の名称でデータ通信カードと1年間のモバイルインターネット使用料をパッケージ化した商品をPC量販店等で提供開始
平成14年12月	京セラ株式会社との提携により、6ヶ月間使い放題の通信サービスが組み込まれているPDAを実現し、機器への通信組み込み分野への取り組みを開始
平成15年3月	PHSと公衆無線LANの統合サービスを提供開始
平成16年8月	日本ヒューレット・パカード株式会社（現 株式会社日本HP）や松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）との提携により、「通信電池（注1）」内蔵によりワンクリックで最初からインターネットに接続できるノートPCを実現
平成17年3月	「bモバイル hours（bモバイル アワーズ）」の名称で150時間まで1分単位で使えるプリペイド・サービスを提供開始
平成17年4月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現 東京証券取引所JASDAQ）（市場区分：グロース）に上場
平成18年3月	ネットワーク不正アクセス防御システムで優れた技術を持つArxceo Corporation（米国アラバマ州、以下、「Arxceo社」という）を買収（買収完了時当社持株比率58%、平成22年11月に同社を完全子会社化）
平成18年4月	米国でMVNO事業を開始するため、子会社（Communications Security and Compliance Technologies Inc.（現 Contour Networks Inc.、以下、それぞれ「CSCCT社」「CNI社」という））を米国ジョージア州に設立（当社持株比率100%）

年月	概要
平成18年 8 月	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発・販売子会社（アレクセオ・ジャパン株式会社（現 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社、以下、「C N J 社」という））を東京都品川区に設立（当社持株比率100%）
平成19年 4 月	C S C T 社が、米国第 6 位（当時）の携帯電話事業者U.S. Cellular Corporation（米国イリノイ州）とMVNOサービスのための、第 3 世代携帯電話（以下、「3 G」という）ネットワークとのレイヤー 2 による相互接続契約を締結
平成19年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社N T T ドコモ、以下、「ドコモ」という）との相互接続についての総務大臣裁定
平成20年 6 月	C S C T 社(ブランド名：Contour Networks(コントゥアー・ネットワークス))がクレジットカード業界の情報セキュリティ基準「PCI DSS(Payment Card Industry Data Security Standard、以下、「PCI DSS」という)（注 2）」認定を取得
平成20年 8 月	ドコモとレイヤー 3 による 3 G ネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成20年 8 月	「b モバイル 3 G」の名称で個人向けに 3 G データ通信サービスの提供を開始
平成20年 8 月	「I ・Care 3 G」の名称で法人向けに 3 G データ通信サービスの提供を開始
平成20年11月	C S C T 社が提供する無線専用線を、米国のA T M（現金自動支払機）メーカーが採用
平成21年 3 月	「Doccica（ドッチーカ）」の名称でチャージ式による 3 G 及び公衆無線 L A N によるデータ通信サービスの提供を開始
平成21年 3 月	ドコモとレイヤー 2 による 3 G ネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成21年12月	「もしもしDoccica」の名称でモバイル I P フォン搭載の 3 G データ通信サービスの提供を開始
平成22年 3 月	C S C T 社が、米国第 3 位（当時）の携帯電話事業者Sprint（米国カンザス州）とMVNOサービスのための、3 G ネットワークとのレイヤー 2 による相互接続契約を締結
平成22年 4 月	「b-mobile S I M（ビーモバイル・シム）」の名称でS I M製品（S I Mカードによる 3 G データ通信サービス）の提供を開始
平成22年 5 月	ソニー株式会社の“ポケットスタイルP C” V A I O 新「P シリーズ」で当社のもしもしDoccicaを採用
平成22年 5 月	「b-mobile WiFi」の名称でW i F i 機器をどこでもインターネットに接続できるモバイルW i F i ルータの提供を開始
平成22年 7 月	「talking S I M（トーキングシム）」の名称でデータ通信と音声通話サービスを利用できるスマートフォン用 S I M 製品の提供を開始
平成22年10月	大阪証券取引所「J A S D A Q」市場（ヘラクレス、旧 J A S D A Q 及びN E O の市場統合により新設）において、市場区分をスタンダードに移行
平成22年12月	S I M フリーのスマートフォン「I D E O S（イデオス）」及び専用の S I M 製品の提供を開始

年月	概要
平成23年 1 月	「モバイル I P フォン」の名称で、世界初となる携帯網上における I P 方式による音声通話サービスの提供を開始
平成23年 6 月	イオンリテール株式会社との協業により、イオン限定のサービスとして、国内初の「月額定額980円」等の S I M 製品の提供を開始（以降、他のイオングループ各社と協業を開始）
平成24年 2 月	丸紅株式会社との合弁会社として、丸紅無線通信株式会社を設立（法人直販データ通信サービス事業を同社に承継、平成26年 3 月に当社が保有する同社の全株式を丸紅株式会社へ譲渡し、資本関係は解消）
平成24年 3 月	ドコモとレイヤー 2 による L T E ネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成24年 7 月	C S C T 社が技術関連製品及びサービスを米国携帯電話事業者 Sprint に提供するための、基本契約を締結
平成24年 7 月	「VISITOR S I M」の名称で、訪日旅行者向け S I M 製品の提供を開始
平成24年 8 月	C S C T 社が提供する無線専用線を、Stayhealthy, Inc. の「保健センター・キオスク」が採用
平成24年 8 月	「Turbo Charge（ターボチャージ）」の名称で、高速通信と低速通信を必要な時にワンタッチで切り替えることができるサービスの提供を開始
平成24年10月	東京都港区に本社移転
平成25年 7 月	無線専用線事業強化のため、C S C T 社の商号を同社のサービス名称に合わせて Contour Networks Inc. に変更 C N I 社が、日本においても同事業を展開するため、C N J 社を完全子会社とする
平成25年 7 月	米国の事業統括会社として JCI US Inc. を米国コロラド州に設立（当社持株比率100%） （C N I 社、C C T 社、Arxceo社は同社の完全子会社となる）
平成26年 5 月	電気通信事業における受注・出荷・回線開通等のオペレーション業務等を担う新会社として、クルーシシステム株式会社を東京都港区に設立（当社持株比率100%）
平成26年12月	日本全国どこにいても 0 3 番号（03-****-****）で通話ができる「0 3 スマホ」を搭載したスマートフォンの提供を開始
平成27年 3 月	V A I O 株式会社との協業によりスマートフォン「V A I O Phone」の提供を開始
平成27年 6 月	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）から同取引所市場第一部へ市場変更
平成27年 9 月	Arxceo社が持つ特許技術を使用した世界初のモバイル端末向け不正アクセス検知システム「モバイル I D S」の提供を開始
平成27年10月	C N I 社が、カナダにおいて A T M 向け無線専用線サービスの提供を開始
平成27年12月	ドコモ網を主回線、ソフトバンク網を副回線とすることで無線の信頼性を高めた「2 S I M ルータ」の提供を開始

年月	概要
平成28年 1 月	総務省によるMVNO規制緩和を受け、当社の役割をMSEnabler（モバイル・ソリューション・イネイブラー）として再定義する新事業戦略を発表
平成28年 2 月	MSEnablerとしてのサービス第1弾として、スマートフォンで固定電話番号を利用できるソリューションの提供を発表
平成28年 4 月	ヨーロッパの携帯網を使用するMVNO事業を開始するための新会社として、JCI Europe Communications Limitedをアイルランド・ダブリンに設立（当社持株比率100%）
平成28年 9 月	「モバイルISDN」の名称で、固定デジタル回線であるISDNをモバイル専用線（携帯網による専用線サービスを指し、以下同様とする）に置き換えるソリューションの提供を開始
平成28年11月	株式会社U-NEXTとMVNO事業に関する協業について合意
平成28年12月	「セキュアSIM2SIM」の名称で、2点間をモバイル専用線による独立したネットワークで直通接続するソリューションの提供を開始
平成28年12月	「セキュア監視・制御SIM duo」の名称で、冗長（デュアル・ネットワーク）化したモバイル専用線により、水質等遠隔監視・制御システムで利用するソリューションの提供を開始
平成29年 1 月	ソフトバンクと3G及びLTEネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成29年 3 月	「b-mobile S 開幕SIM」の名称で、ソフトバンクのiPhone、iPad専用のSIM製品の提供を開始

- （注） 1. 「通信電池」とは当社が提唱している概念です。携帯電話事業者やインターネット接続事業者との面倒な契約手続き、設定等が一切不要で、購入してすぐに誰でも簡単にモバイルデータ通信（インターネットを含む）を楽しむことができる商品であり、あたかも乾電池を利用するように、通信が利用できることを称しています。
2. PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）とは、クレジットカード業界における情報保護の国際基準で、JCB、American Express、Discover、MasterCard及びVISAの世界大手カードブランド5社が共通して採用するグローバルセキュリティ基準です。

* 「bモバイル」、「通信電池」、「無線専用線」、「Doccica（ドッチーカ）」、「VISITOR SIM」、「Turbo Charge」、「モバイルIDS」、「2SIMルータ」、「モバイルISDN」、「モバイル専用線」及び「セキュアSIM2SIM」は当社の登録商標です。

* 「VAIO」はソニー株式会社の登録商標です。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社7社を指し、以下同様とする）は、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社グループが提供しているモバイル・ソリューションには、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

(1) 当社グループが提供する事業の種類及び概要（セグメント情報との関連を含む）は、以下のとおりです。

① MVNO事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社がMVNO（注2）としてモバイル通信サービスを提供する事業で、日本国内で展開しています。

事業の種類	事業の概要	報告セグメント
SIM事業 (MVNO) (商標：bモバイル等)	日本国内において、主に個人顧客（外国人旅行者や中小法人顧客を含むものとし、以下同様とします）に対して、SIMカードや通信端末の形態で、モバイル通信サービスを提供する事業 (平成13年12月個人向けサービスとして提供開始)	日本事業

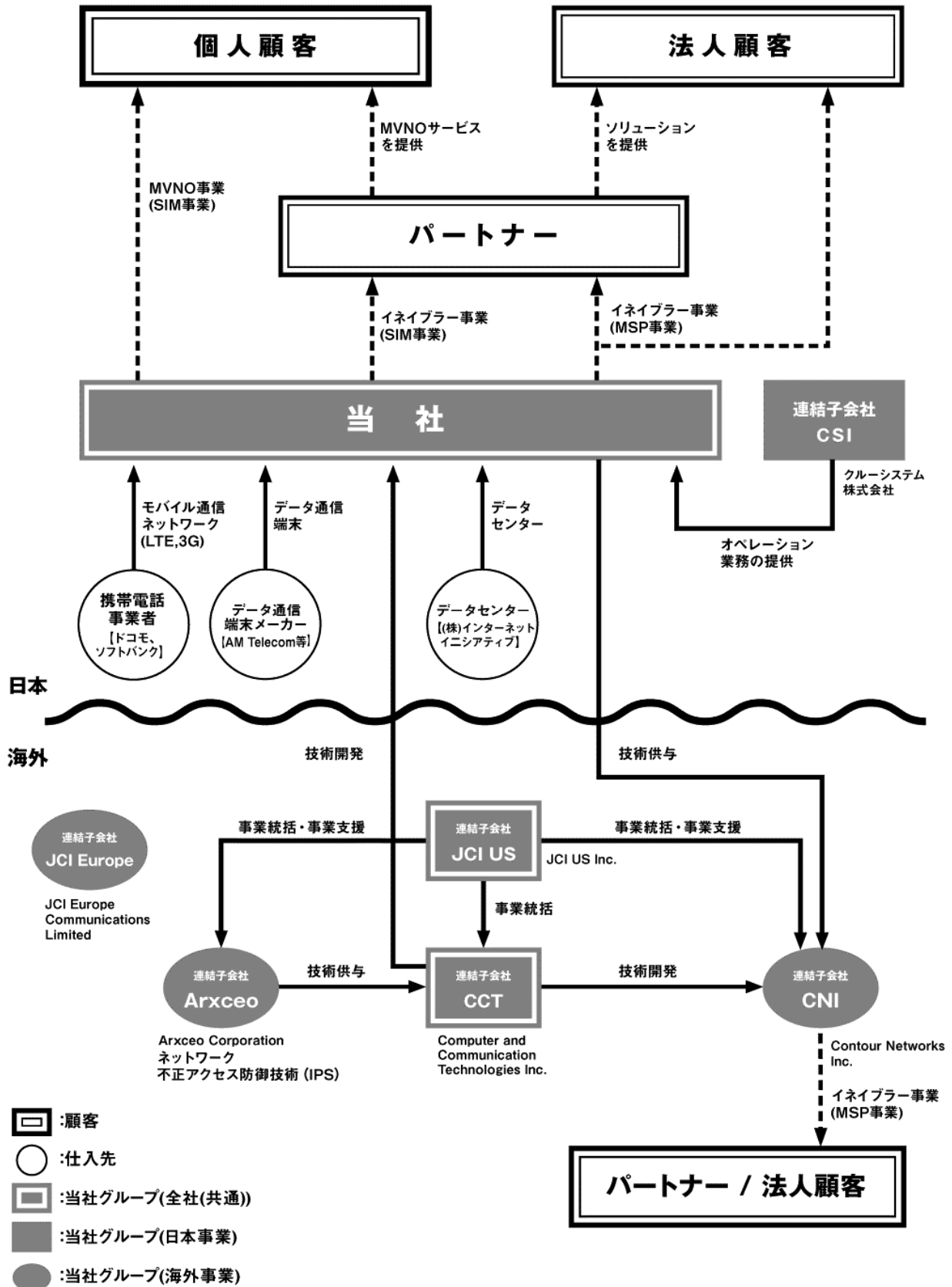
② イネイブラー事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがイネイブラーとしてモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業で、日本国内及び海外（米国）で展開しています。

事業の種類	事業の概要	報告セグメント
(i) SIM事業 (MVNE（注3）)	日本国内において、主に個人顧客にMVNO事業を提供するパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスを提供する事業 (平成26年11月サービス開始)	日本事業
(ii) MSP事業（日本）	日本国内において、MVNO、システムインテグレーター、メーカー、金融機関等のパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 (平成28年1月サービス提供開始)	日本事業
(iii) MSP事業（海外）	米国において、法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 (平成19年11月サービス開始)	海外事業

(2) 当社グループの事業系統図（セグメント情報との関連を含む）は、以下のとおりです。

当社グループの事業系統図



(3) 当社グループが提供する事業の詳細は、以下のとおりです。

① MVNO事業

当社は日本国内において、携帯電話事業者（ドコモ及びソフトバンク）のモバイル通信ネットワーク（LTE及び3G通信網）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、MVNOとして、「bモバイル（ビーモバイル）」のブランドで主に個人顧客にモバイル通信サービスを提供する事業を営んでいます。

MVNO事業は、SIMカードや通信端末にインターネット接続サービス及び音声通話サービス等を組み合わせて提供する「SIM事業（MVNO）」として展開しており、顧客はSIMカードをスマートフォン等に挿入するだけで手軽にインターネットを利用することができます。SIM事業の課金体系は（a）月額課金サービスと（b）プリペイドサービスがあります。

（a）月額課金サービス

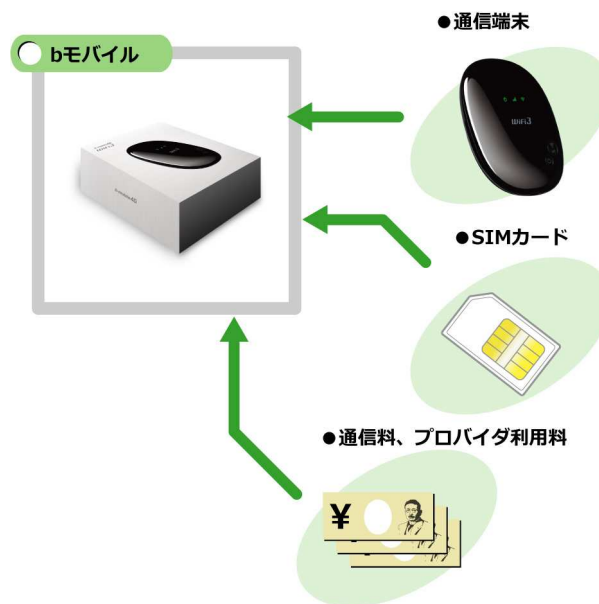
月額課金サービスは、通信料金等をクレジットカード払いで毎月お支払いいただくものです。家電量販店等の販売店及び当社オンラインショップで販売しています。

（b）プリペイドサービス

プリペイドサービスは、一定の時間、期間または通信量のパッケージを予め一括でご購入いただくものです。家電量販店等の販売店及び当社オンラインショップで販売しています。

（図1 参照）

図1 プリペイドサービス概念図



② イネイブラー事業

当社グループは日本国内及び海外（米国）において、携帯電話事業者（日本においてはドコモ及びソフトバンク、米国においてはVerizon Wireless及びSprint Corporation）のモバイル通信ネットワーク（LTE及び3G通信網）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、イネイブラーとして、主にパートナーや法人顧客にモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社グループが提供しているモバイル・ソリューションには、モバイル専用線及びセキュリティ関連特許技術によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

イネイブラー事業は、（i）日本国内において、主に個人向けのMVNO事業を提供するパートナー（MVNO）にモバイル通信サービスを提供する「SIM事業（MVNE）」、（ii）日本国内において、パートナー（MVNO、システムインテグレーター、メーカー、金融機関等）にモバイル・ソリューションを提供する「MSP事業（日本）」及び（iii）米国において、法人顧客またはパートナー（システムインテグレーター等）にモバイル・ソリューションを提供する「MSP事業（海外）」として展開しています。

（i）SIM事業（MVNE）

個人向けMVNO事業を展開するパートナーのイネイブラーとして、パートナーにモバイル通信サービスを提供するとともに、パートナーがMVNO事業を円滑に運用するためのソリューションを提供する事業です。

当社は、「SIM事業（MVNE）」において、パートナーであるMVNOの要望に応じてモバイル通信サービスを企画・開発し、モバイル通信ネットワーク、通信端末、端末用ソフトウェア、認証システム、課金・請求システム及び顧客管理システム等を提供するとともに、パートナーから、モバイル通信サービスの運用にかかるネットワーク・マネジメント、コールセンター及び物流等に関する業務を受託しています。当社は、これらの業務にかかるパートナープラットフォームをソリューションとして提供することで、MVNOの事業活動を後方から強力に支援しています。

（ii）MSP事業（日本）

MVNO、システムインテグレーター、機器メーカー、金融機関等のパートナーのイネイブラーとして、パートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業です。

当社は、「MSP事業（日本）」において、数多くのモバイル・ソリューションを企画・開発していますが、その代表例として、デュアル・ネットワーク製品による固定通信の無線通信への置き換えが挙げられます。デュアル・ネットワーク製品は、複数の携帯電話事業者の回線によるモバイル専用線を冗長構成したもので、主回線に何らかの障害が発生した場合は自動的に副回線に切り替わり、常に通信を維持することができるものです。無線通信は、固定通信に比べて導入費用及び維持費用を抑えることができる一方で、セキュリティ、エリアカバレッジ、安定した通信の確保等が課題であったところ、デュアル・ネットワーク製品によれば、専用線による信頼性及び冗長化による安定性を確保することでこれらの課題を解決しつつ、コストの低減化を享受することができます。

当社は、デュアル・ネットワーク製品を含めた様々なモバイル・ソリューションを開発・提供することで、パートナーとともに市場を開拓しています。

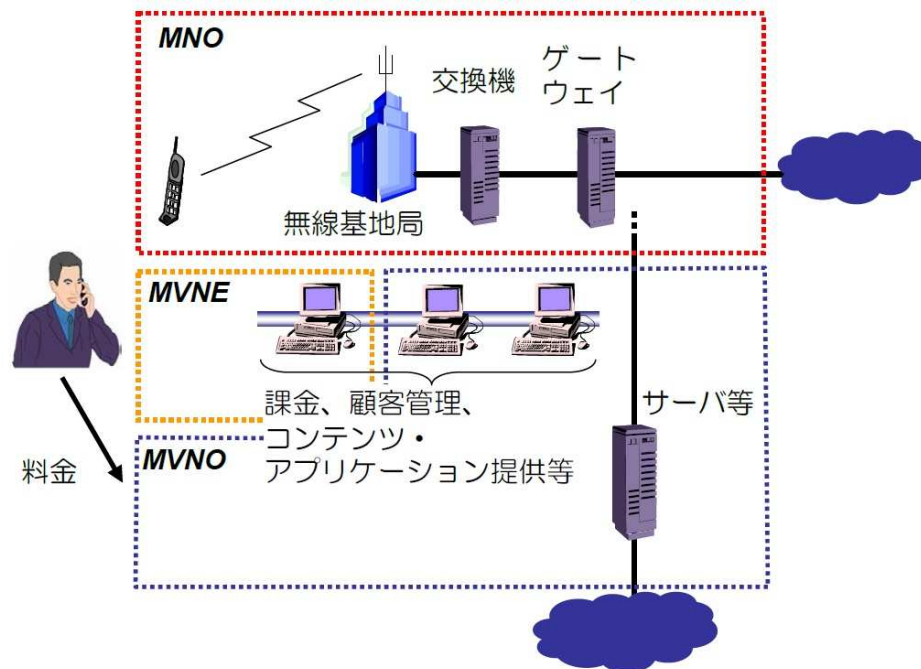
（iii）MSP事業（海外）

当社の連結子会社で主に米国においてMVNO事業を展開するCNI社が、Verizon Wireless及びSprint Corporationのモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーのイネイブラーとして、パートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業です。

CNI社は、米国及びカナダで、金融情報やPOSデータなど、極めて重要な情報をやりとりする顧客に、VPNを使用しないモバイル専用線サービスを提供しています。このサービスの強みは、ATM（現金自動支払機）等の端末から決済センターまでのEnd to Endを無線の専用線で完結させることで、インターネットに出ることなく、強固なセキュリティを確保した通信サービスを提供することができることです。当社グループは、「MSP事業（海外）」において、ATMを中心に、POS（店頭端末）、自動販売機、KIOSK（設置型情報端末）など、モバイル専用線サービスの利用用途を拡大しています。

- (注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話等の移動体通信で使用する無線ネットワーク網をいいます。
2. MVNO (Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者) とは、MNO (Mobile Network Operator: 移動体通信事業者) が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。(図2 参照)

図2 MVNO説明図



出典：MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（総務省、平成29年2月最終改定）に掲載されている図に基づく

3. MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき、当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む企業をいいます。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
JCI US Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 359.97	米国事業の統括	100.0	－	役員の兼任あり 貸付金あり
Contour Networks Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 424.34	米国でのMVNO事業	100.0 (100.0)	－	モバイル通信サービスに関する提携 役員の兼任あり
Computer and Communication Technologies Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 513.70	MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発	100.0 (100.0)	－	技術及びサービスの開発委託並びに 当社サービスの一部の運用委託 役員の兼任あり
Arxceo Corporation	米国フロリダ州 ポンテベドラビーチ	(US\$) 422.83	ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売	100.0 (100.0)	－	ネットワーク不正アクセス防御技術に関する提携 役員の兼任あり
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	東京都港区	(千円) 50,000	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売	100.0 (100.0)	－	モバイル通信サービス及びセキュリティ・ソリューションに関する提携
クルーシシステム株式会社	東京都港区	(千円) 150,000	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託	100.0	－	電気通信事業にかかるオペレーション業務の委託 役員の兼任あり 借入金あり
JCI Europe Communications Limited	アイルランド ダブリン	(ユーロ) 500,000	欧州の携帯網を使用するMVNO事業	100.0	－	モバイル通信サービスに関する提携 役員の兼任あり

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

2. 平成28年4月15日に、JCI Europe Communications Limitedを設立しました。

3. Contour Networks Inc.については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等	(1) 売上高	286百万円
	(2) 経常利益	13百万円
	(3) 当期純利益	9百万円
	(4) 純資産額	149百万円
	(5) 総資産額	167百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
日本事業	63〔3〕
海外事業	2〔1〕
報告セグメント計	65〔4〕
全社（共通）	38〔3〕
合計	103〔7〕

- （注） 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、経営管理部門及び研究開発部門に所属しているものです。
 3. 従業員数は、当連結会計年度中において12名減少していますが、その主な理由は、自己都合退職によるものです。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
89〔6〕	37.8	7.2	6,466

セグメントの名称	従業員数（名）
日本事業	62〔3〕
報告セグメント計	62〔3〕
全社（共通）	27〔3〕
合計	89〔6〕

- （注） 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、経営管理部門に所属しているものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社は1996年の創業時に、MVNO事業モデルという新たな通信事業の在り方を考案し、以来一貫して自ら実践してまいりました。この間、約21年に及ぶ歴史においては、2度大きな転換点があり、現在は2度目の転換点の真只中にあります。

一つ目の転換点は、2007年の総務大臣裁定です。それまでのMVNO事業は、当社を含む数社がPHS網で試行していましたが、この大臣裁定によって携帯網との相互接続が正式に認められ、本来の意味でのMVNO事業が世界で初めて実現しました。これにより、MVNO事業は、一過性の事業形態ではなく長期的に継続しうる新たな事業として認知され、参入事業者が急増し、2016年12月末のMVNO事業者数は668に達しました。このような背景において、当社は、2015年6月に東京証券取引所市場第一部への市場変更を果たしました。

二つ目の転換点は、2016年5月に施行された改正電気通信事業法及び関連法令によるMVNO規制緩和です。

2007年の総務大臣裁定では、携帯網との相互接続が認められたものの、MVNO事業者が提供することのできる通信サービスには制約があり、極めて限定的なものとなっていました。

そのような環境では価格以外に差別化の要素がなく、MVNO事業は、携帯事業者より低価格で同様の通信サービスを提供するものとなってしまいました。確かに、携帯事業者の寡占化により携帯料金が高止まりしている現状において、MVNOが低価格の料金プランを提供することは、政府及び総務省が推進する政策とも合致し、重要な役割を果たしています。

しかしながら、当社が創業時から提唱しているMVNOの在り方は、携帯事業者ではできない通信サービス、または、携帯事業者ができるとしてもやりたくない通信サービスを提供することで、通信サービスに新たな可能性を切り拓くことです。そのためには、MVNO自身が企画・開発した新たな通信サービスを提供することのできる仕組みが必要です。当社は2007年以降、長期にわたってこの考え方を主張してきましたが、それがようやく実を結んだのが2016年5月の規制緩和なのです。

当社は、この第2の転換点を迎えることが明らかとなった2016年1月22日に、新事業戦略を策定し、公表しました。当社は、規制緩和によって実現可能となる新たな通信サービスの開発・提供能力を強化するとともに、当社が直接顧客に販売するのではなく、パートナー企業に通信サービスを提供する、黒子としての役割に徹する方針です。当社は、イネイブラー事業者として、格安SIM事業を展開するパートナー企業には格安SIMを、企業向けソリューション事業を展開するパートナー企業にはソリューション・プラットフォームを提供しますが、いずれにおいても競争力を維持し、自ら主導した規制緩和を最大限に活用して成長していく戦略です。

当社は、新事業戦略の初年度である当期において、新たな通信サービスの開発・提供能力の強化及びパートナー開拓に集中し、その進捗状況は以下のとおりです。

(日本事業)

当社は新事業戦略に基づき、2つの課題にチャレンジしました。一つはパートナー企業が格安SIMを転販するために不可欠であるソフトバンク網との相互接続、もう一つはパートナー企業の開拓です。

2007年の総務大臣裁定は、NTTドコモと当社との相互接続にかかるもので、その結果、NTTドコモのネットワークが開放され、多くのMVNO事業者が参入しました。

これを契機に、NTTドコモのお客様の中ではMVNO普及率が拡大していきますが、ソフトバンクのお客様には選択肢となるMVNOが存在しない状況が続いていました。そこで当社は、特に日本で普及しているiPhoneユーザが最も多いと推定されるソフトバンクとの相互接続を申し入れました。

当初は、2016年6月末までにソフトバンク網によるMVNOサービスを提供する予定でしたが、ソフトバンクのSIMロックがかかったiPhone等では利用できないという制約が判明したため、同サービスの提供開始は、この問題が解決するまで延期せざるを得ない状況となりました。当社が2016年9月29日に総務省に接続協定に関する命令を申立てたところ、同年12月8日、総務省はソフトバンクによる制約は電気通信事業法上の理由がないとの判断を示し、2017年1月27日、電気通信事業紛争処理委員会も同様の判断を示しました。これを受け、2017年1月31日、ソフトバンクと当社との間で相互接続協定を締結し、同年3月22日にソフトバンク網によるMVNOサービスの提供を開始することができました。

もう一つの課題であるパートナー企業の開拓では、現在及び近い将来において当社の売上の過半を占める格安SIM事業のパートナー企業開拓を最優先で進めました。その結果、格安SIM事業者の大手である株式会社U-NEXTと2016年8月10日に基本合意し、同年11月7日に協業の合意を行いました。これにより、当社はイネイブラー事業者としてU-NEXTに格安SIMを提供し、U-NEXTが販売及びサポートを担当する体制を構築しました。U-NEXTは、2017年1月17日に、家電量販店トップのヤマダ電機とMVNO事業を行う合弁会社の設立を発表するなど、格安SIMの販売を積極的に推進しており、当社は、U-NEXTのイネイブラーとしての役割を果たすことで、格安SIM市場におけるシェア獲得に取り組んでまいります。

また、公共機関や企業向けのソリューション事業を手掛ける企業とのパートナーシップの構築についても、並行して進めています。2016年11月には、60年を超える歴史と20,000社の顧客基盤を有するシステムインテグレーターである大興電子通信株式会社と協業を開始し、企業向けの無線専用線を中心に販売を推進しています。当社は、ソフトバンクとの相互接続により、デュアル・ネットワークという、他事業者との比較において最大のエリアカバレッジを持つ無線ネットワークを提供することができるため、従来、有線回線で提供されていた拠点間ネットワークを無線に置き換える提案を積極的に進めています。

以上のとおり、新事業戦略における2つの課題は当期において大きく進展しましたが、ソフトバンクとの相互接続の実現が期初計画より大幅に遅れたことから、前年度対比で大幅な減収となりました。

(海外事業)

米国におけるMVNO事業は、専らATM向けの無線専用線サービスを中心に展開していますが、これをさらに周辺分野に広げるため、店舗内金庫のキャッシュ管理分野において、パートナー企業の開拓を進めています。当期においては顕著な成果には至らなかったものの、ATM分野で築いた実績を元に、大手パートナー企業との提携を進めており、今後の進展が期待できる領域です。

また、当社が2006年に買収したセキュリティ技術会社であるArxceo社が持つセキュリティの特許技術は、そのソフトウェアサイズが非常に小さいことから、IoT分野での活用が期待されています。

さらに、当社が2016年4月に設立した欧州子会社は、2017年1月16日に欧州の通信事業者であるBICS S.A.との間で、当社が独自のSIMとHLR/HSS交換機等のコアネットワークを有する、いわゆるフルMVNOになる形で相互接続することで基本合意を締結しました。

当社は、日本で規制緩和が実現した場合に提供する技術及びサービスを予め海外で実施することで多くのノウハウを蓄積し、技術面及び事業面で引き続きMVNO業界のリーダーシップを発揮していくことを目指しています。

以上により、当期は、新事業戦略における取組みに大きな成果が認められたものの、未だ業績には反映されていない状況であり、売上高は2,659百万円（前年比35.3%減）、営業損失は1,701百万円（前年から295百万円の改善）、経常損失は1,650百万円（前年から343百万円の改善）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,198百万円（前年は2,158百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は1,058百万円となり、前連結会計年度末に比べ444百万円減少しました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは425百万円の支出（前連結会計年度末は1,206百万円の支出）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失2,028百万円を計上した一方、減価償却費298百万円、訴訟和解金346百万円、売上債権の減少609百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは427百万円の支出（前連結会計年度末は1,547百万円の支出）となりました。これは主に固定資産の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは426百万円の収入（前連結会計年度末は22百万円の収入）となりました。これは主に株式の発行による収入によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループのサービス提供の実績は、販売実績とほぼ一致していますので、生産実績に関しては(4) 販売実績の項をご参照ください。

(2) 仕入実績

当社グループの当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

なお、セグメントについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等) セグメント情報」をご参照ください。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	1,351,657	72.0
海外事業 (千円)	127,948	67.0
合計 (千円)	1,479,605	71.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 金額は仕入価額で表示しています。

(3) 受注実績

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しています。

(4) 販売実績

当社グループの販売実績は、出荷金額に基づいており、当連結会計年度販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	2,405,661	64.3
海外事業 (千円)	286,769	77.9
合計 (千円)	2,692,431	65.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しています。

2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上である相手先は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社U-NEXT	—	—	573,667	21.3
ダイワボウ情報システム株式会社	278,439	6.8	296,317	11.0
株式会社デジックス	537,600	13.1	—	—

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等

今日、私たちの周囲には当然のようにデジタル情報があふれていますが、デジタル情報が私たちに届くまでには、様々な過程があります。例えば、ビデオカメラやボイスレコーダなどで情報をデジタル化して取り込む過程（入力）、有機ELディスプレイなどにデジタル情報を映し出す過程（出力）、パソコンなどでデジタル情報を加工及び計算する過程（演算）、加工及び計算されたデジタル情報をハードディスクや光学ディスクなどに蓄積する過程（記録）、そして、携帯網や光ファイバーなど無線及び有線で情報を伝送する過程（通信）が挙げられます。

当社が創業した1996年は、第3世代移動通信システム（以下、「3G方式」という）の国際標準化が本格化しようとしている時期でした。3G方式は、従来より高速なデジタル情報通信が可能となるばかりでなく、世界中どこでも使用することができ、また、一つの無線ネットワークを複数のネットワーク事業者が共用して使用することもできる方式です。当社は、3G方式により、無線ネットワークを借りてデジタル情報を伝送することの応用分野の広さとその事業機会の大きさに着目し、デジタル情報をグローバルにマネージして伝送することに大きな可能性と役割を見出したのです。

今や、レコードはデジタル化によってCDになり、音楽のストリーミング配信としてデジタル化されたコンテンツに変容を遂げました。通信機器の進化と通信技術の発展は、多くの分野で同様の変容を促し、現在では、ラジオ、テレビ、フィルム、レコード、書籍などの媒体ごとに分かれていた情報はすべてデジタル化されたコンテンツとなり、さらには、クレジットカードや預金残高等の機密性の高い金融情報もデジタル化され、重要なコンテンツのひとつとなっています。デジタル化によってあらゆる情報が0（ゼロ）と1（イチ）、即ちビットに置き換えられると、コンテンツの配信に媒体による制約はなくなります。こうして各分野の垣根は消滅し、異業種参入による市場競争の活性化も相俟って、社会のデジタル化はさらに急速に進展していきます。

当社は、安全で信頼性の高い情報通信を提供することを会社の使命として、今後も、デジタル情報を伝送する役割でデジタル化した社会の一翼を担っていく方針です。

当社は、この経営方針に基づいて、①どのような形でネットワークを調達し、②どのような形でビジネスを展開するかについて、以下の経営戦略を策定しています。

①ネットワークの調達

安全で信頼性の高い情報通信を提供するには、なるべく広いカバレッジを確保し、また、信頼性の高い通信を提供するために複数のネットワークを用意する必要があります。これらを実現するには、多額の設備投資と長期の準備期間を要しますが、携帯事業者から設備を借り受けて運用する事業モデル（以下、「MVNO事業モデル」という）では、自らは基地局等の大規模設備を持たず、大規模設備を有する携帯事業者からネットワークを借り受ける業態であるため、設備投資にかかるコスト及び時間を大幅に低減させることができます。また、複数の携帯事業者と接続することで、冗長性を確保することもできます。

一般的に、設備を借り受けて運用する場合のデメリットとして、長期的な視点ではコストメリットを欠くこと、また、カスタマイズする余地が限られることで差別化が図れないこと等が挙げられますが、当社が推進するMVNO事業モデルでは、電気通信事業法に基づく相互接続の制度を活用することで、調達コストの経済合理性とサービスの自由度を確保し、これらのデメリットの最小化を図っています。

②ビジネスの展開

当社は、MVNO事業を推進しますが、当社が直接顧客に販売するのではなく、パートナー企業に通信サービスを提供する、黒子（イネイブラー）としての役割に徹する方針です。あらゆる業界にまたがるデジタル情報通信を提供するには、各業界に精通したパートナーの顧客基盤を活用することが不可欠であるためです。

当社では、イネイブラー事業者として、コンシューマ向けに格安SIMを販売しようとするMVNOに対しては格安SIMを、高度なセキュリティを必要とするATM向けのソリューションを要求する金融機関に対しては無線による閉域ネットワークを提供するなど、パートナー企業の要望に合わせた商品及びサービスの提案に取り組んでいます。

近年は、半導体が非常に安価になった結果、センサーとして大量に供給される環境が整い、IoTの発展に大きく寄与しています。IoTにおいては、センサーからクラウドに情報を伝送する需要を背景に通信の商機は拡大しており、当社は、イネイブラーとしてIoT分野においても積極的にビジネスを展開する方針です。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

客観的な指標を設定するには、過去の実績や統計が蓄積され、将来における事業環境をある程度予測できる必要がありますが、当社が転換したイネイブラー事業は新しい事業領域であり、十分な前提情報が存在しないため、現時点では客観的な指標は設定しておりません。

なお、当社は現在、上記（1）の経営戦略に基づき、当社が調達したネットワークのメリットを活用し、あらゆる事業分野で競争力を発揮することのできる商品及びサービスの企画、開発に注力しています。

具体的には、複数の携帯事業者からのネットワークの調達と、そのメリットを十分に享受するための機器（ルータ）の開発、およびMVNO本来のサービスを具現化するための自社SIMの開発ですが、このうち前二者は

すでに実現しています。2017年3月にソフトバンク網によるサービス提供を開始し、同時期にデュアル・ネットワーク・ルータの提供を開始しましたので、エリアカバレッジと冗長性を備えたネットワークを実現しました。また、安全かつ信頼性の高い通信を実現する上で土台となるのは認証基盤です。当社は、SIMのICチップに書き込まれている認証情報を使用して通信サービスを提供していますが、この基盤を更に強化するとともに、併せて、自社SIMの開発に取り組んでまいります。

(3) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

①経営環境

当社が創業時から提唱していたMVNO事業モデルは、20年の歳月を経て、ようやく日本市場に定着しました。また、このことと密接に関連して、2016年5月に施行された改正電気通信事業法及び関連法令では、電気通信事業の公正な競争を促進するためにMVNOの参入を促進し事業展開の迅速化を図ることが明示され、基地局等の設備を持つ携帯事業者がMVNOに貸し出すべき機能や貸し出す際の接続ルールの制度化が実現しました。

現在の当社を取り巻くこのような事業環境は、従前の、MVNO事業モデル自体が認知されていなかった時期や相互接続を求めて総務大臣裁定を申し立てていた時期、さらにはごく最近までの、携帯網との相互接続は認められたもののMVNOが提供できる通信サービスに制約があり、価格以外に差別化要素を講じる余地がなかった時期には考えられなかったもので、かつての課題を一つずつ解決・解消した結果として得られたものです。

他方で、2016年の割賦販売法改正や2016年及び2017年の銀行法改正などにより、FinTech企業が決済代行業や銀行業に参入する環境が整備されるなど、業種・業態を問わず、デジタル情報を伝える役割は益々重要になっています。

当社は現在、自ら提唱してきたMVNO事業モデルの真価を問われる時期を迎えています。

②事業上及び財務上の対処すべき課題

上記の経営環境のもと、当社は2016年1月に新事業戦略を策定し、従来のMVNO事業者としての役割から、他のMVNO事業者やメーカー、金融機関等のパートナーにモバイル・ソリューションを提供するイネイブラー事業者へ転換する方針を決定しました。当社にとって当面の対処すべき課題は、MVNO事業者からイネイブラー事業者への転換を確実に実行するとともに、その移行をスムーズに実現することです。

そのための事業上の課題として、1) 携帯事業者との接続等の交渉、2) 他のMVNOや法人パートナーとのパートナーシップの構築、3) 当社自身の技術基盤の整備の3つがあります。

一つ目は、イネイブラー事業者として、パートナー企業が求める通信サービスを提供するための携帯網を調達するという課題です。イネイブラー事業を展開するには、格安SIM事業を提供するパートナーに対しては格安SIMを、企業向けソリューション事業を展開するパートナー企業にはソリューション・プラットフォームを提供することが求められます。当社は、このような需要に対応するため、格安SIMの販売において強力な商材であるソフトバンク網の調達を実現しましたが、ソフトバンクとの交渉が難航し、サービスの提供開始は、当初予定していた2016年6月から2017年3月まで遅れる結果となりました。現在は、従前と比べてMVNO事業が法制度上認められるようになったとはいえ、携帯事業者にとって競合相手として認識されていることに変わりはなく、携帯事業者との交渉は容易なものではありません。当社は、高度なソリューション・プラットフォームを整備するために、携帯事業者の加入者情報管理装置（HLR/HSS）を接続する交渉を進めており、引き続き、注力してまいります。

二つ目は、イネイブラー事業者として、他のMVNOや法人パートナーとパートナーシップを構築するという課題です。イネイブラー事業として業容を拡大することができるか否かは、これらのパートナーシップの成否にかかっています。当社は、イネイブラー事業者への転換を確実に実行するため、公共機関や企業向けのソリューション事業を手掛ける企業とのパートナーシップの構築にあたっています。併せて、イネイブラー事業者への移行をスムーズに実現するため、現時点において当社の売上の過半を占める格安SIM事業のパートナー企業の開拓も優先して進めています。

三つ目は、イネイブラー事業者として、他のMVNOや法人パートナーから選んでいただける、競争力のあるソリューション・プラットフォームを提供するための技術基盤を備えるという課題です。これには、セキュアかつ信頼できるネットワークサービスを提供するという通信事業者としての基本技術が最も重要ですが、同時に、他のMVNOや法人パートナーの需要に対応する応用力も必要となります。

上記の課題に対処するうえで最も重要な点は、人材です。当社グループの事業はノウハウや技術等がコアであるため、それらを持つ人材が重要な鍵となります。当社グループは、そのためのヒューマンリソース戦略として、クルーシステムを実践しています。クルーシステムは、当社が考案・構築した事業遂行モデルで、一人一人の人材（クルー）が会社の優先順位に応じた多様な業務を担当することによって、様々なノウハウや技術を身に付けていく仕組みです。当社が直面している上記の課題は、一様に、変化する環境への対応が求められるものですが、クルーシステムは硬直的な分業システムではなく、それ自体、変化に対応する仕組みを備えており、比較的短期間で多様な職務のスキルや経験を幅広く積むことも、一定の職務に専念してより深くスキルや経験を積むことのいずれも可能なものとなっています。当社が直面する課題は前例のないもので、既に知識や経験のある企業がどこかに存在するわけではありません。一方、当社には、MVNO事業モデルを定着させるに至るまでに、

法制度の活用、携帯事業者との交渉やネットワーク構築などを通じて培った経験とノウハウがあり、これは、当社のみが持ちうるものです。

また、財務上の課題としては、安定的な通期黒字化を実現するまでの設備投資資金の確保が挙げられますが、当社は、新事業戦略の策定後、同戦略を実現するための資金を確保する手段として、2016年7月にクレディ・スイス証券株式会社を引受人として日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て）を発行しています。当社は、割当先が同新株予約権を行使する時期及び数量についてコントロールすることができるため、当社の資金ニーズに合わせて、かつ株式価値の希薄化に配慮して柔軟な資金調達を実現することが可能です。

当社は、人材面においては、引き続きクルーシステムを事業遂行基盤として、経験やノウハウを一層高めてまいります。また、財務面においては、必要に応じて上記新株予約権を活用して、当社が直面する課題に取り組んでいく方針です。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開、経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクとしては以下のようなものがあります。必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載していますが、当社株式への投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市場について

当社は創業以来、モバイル通信の市場で事業を展開しています。モバイル通信を利用目的によって分けると、音声通話とデータ通信の二つに大別できますが、音声通話の市場は、携帯電話の普及が進み、飽和状態にあります。一方、データ通信の市場は、スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいるものの、未だ成長期にあると言えます。データ通信のうち、固定回線によるものは、光ファイバーやケーブルテレビ等により、高速・大容量の有線ブロードバンドが提供され、浸透しています。モバイル通信によるものもまた、急速に普及が進みましたが、その普及の速さゆえに、セキュリティやプライバシーに関わる課題も広く認識され、大きな関心を集めています。モバイル通信の活用範囲及び市場規模の更なる拡大の成否は、これらの課題が技術及び制度の両面において適切に解決され、誰もが安心して利用できる通信手段になりうるか否かにかかっています。

無線通信やセキュリティ等の技術は日進月歩の発展を遂げているため、技術面の課題はいずれ克服されていくものと考えますが、技術の進歩が停滞または遅延した場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大も停滞または遅延する可能性があります。また、無線通信やセキュリティ等の制度面の課題については、行政及び各事業者が高度な問題意識を持って取り組むことで早期に整備されていくものと考えますが、制度の整備が停滞または遅延した場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大も停滞または遅延する可能性があります。いずれの場合も、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

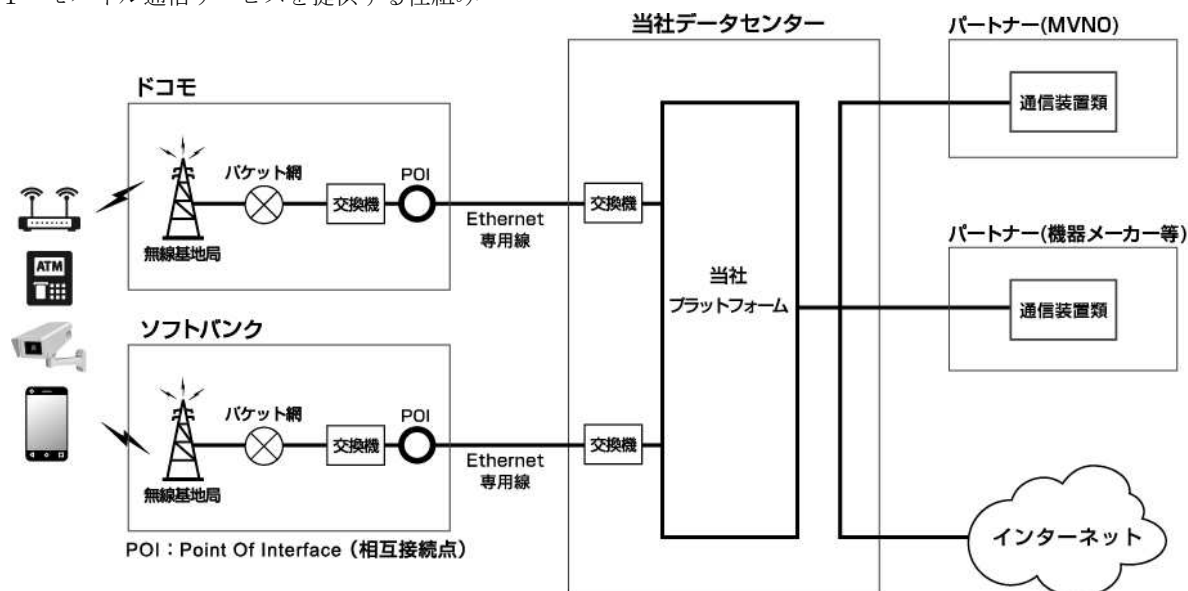
(2) 当社サービスの仕組みについて

① モバイル通信網等について

当社は、携帯電話事業者から調達したモバイル通信サービスを活用して、音声通話サービス、セキュリティ技術、IP電話等の各種アプリケーション、または通信端末等を組み合わせることで当社独自の通信サービスを設計し、一般消費者を含む様々な顧客層及びパートナー企業にモバイル通信のソリューションを提供しています。

当社サービスの基盤となっているのはモバイル通信サービスですが、現時点において、モバイル通信サービスを提供する仕組みは、下図のとおり、ドコモ及びソフトバンクのモバイル通信網等のネットワーク（以下、「モバイル通信網等」という）、専用線接続部分並びに当社グループのデータセンター等から構成されています。なお、当社グループのデータセンターにおける主要なシステムは、株式会社インターネットイニシアティブが運営するデータセンター内に収容しています。

図1 モバイル通信サービスを提供する仕組み



モバイル通信サービスを提供する仕組みのうち最も主要な部分は、携帯電話事業者のモバイル通信網等ですが、これは、当社が携帯電話事業者と締結した契約に基づいて調達しています。

従って、携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結することができない場合は、当社はモバイル通信サービスを提供することができません。また、携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結した場合も、当該契約が携帯電話事業者によって解除される等により終了した場合は、当社は、モバイル通信サービスの提供を継続することができない事態となります。

当社は、モバイル通信網等の調達にあたっては、電気通信事業法上の制度である相互接続に基づく契約を締結するなど、安定した事業基盤を確保するために最大限の努力をしています。しかしながら、当社が新たなモバイル通信網等を調達するにあたり、携帯電話事業者が相互接続に応じない場合は、携帯電話事業者の裁量の余地がより大きい卸契約によって調達せざるを得なくなる可能性もあります。

また、当社が携帯電話事業者と締結したモバイル通信網等を調達する契約について、従前と同様の条件で継続することができる保証はありません。当社は、携帯電話事業者が積極的に訴求しない分野での潜在需要を喚起する等により、通信市場全体の拡大を図るとともに、携帯電話事業者に対する交渉力の維持・増強に努めています。しかし、当社が将来にわたり携帯電話事業者との契約を更新することができるという保証、または、従前と同様の条件で調達を受けられるという保証はなく、今後、調達条件の改善に成功するという保証もありません。さらに、携帯電話事業者の事業方針の変更等により、当社が従前より不利な条件での調達を余儀なくされる可能性があるほか、携帯電話事業者自身が顧客にとってより魅力的な自社サービスを展開し、それを当社に対する提供条件には反映させないこと等により、当社と携帯電話事業者との契約が維持されたとしても、結果的に当社サービスの競争力が失われる事態となる可能性もあります。当社が携帯電話事業者からの調達条件を維持もしくは改善することができなかった場合、または携帯電話事業者からの調達条件が悪化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの今後の事業展開においても、携帯電話事業者に依存する側面があることは否定できません。すなわち、当社サービスの利用可能地域の拡大は、携帯電話事業者のモバイル通信網等における通信可能地域の拡大が前提となり、通信速度または通信容量の向上は、携帯電話事業者におけるモバイル通信網等の性能の向上が前提となります。

② モバイル通信網等のネットワーク設備の障害について

携帯電話事業者のモバイル通信網等の維持管理は携帯電話事業者において行われており、当社グループが顧客に当社サービスを確実に提供するためには、携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していることが前提となります。携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していないことにより、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、携帯電話事業者においてモバイル通信網等の適切な維持・管理が行われていた場合でも、アクセスの集中等の一時的な過負荷、外部からの不正な手段による侵入、内部者の過誤、または大規模地震を含む自然災害、停電もしくは事故等の原因により、携帯電話事業者のモバイル通信網等に障害が発生する可能性があります。このような障害により、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、耐震構造または免震構造を有し停電対策を備えた施設にデータセンターを収容しています。さらに、データセンター内のネットワークシステムについては、その通信状態を終日監視する体制を整備し、継続的に通信状態をテストすることにより、障害等の発生を早急に感知することに努めています。また、携帯電話事業者との障害連絡体制を整え、障害発生時にも極力短時間で復旧できる準備体制を整えています。

しかしながら、このような体制を敷いているにもかかわらず、大規模地震を含む自然災害、停電または事故等の原因による障害の発生を完全に防ぐことはできません。また、障害が発生した場合、迅速に対処するためには多大なコスト負担が必要となるため、発生した障害の規模等によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、自社開発を含め、多数のネットワーク機器及びコンピュータ・システム（ソフトウェアを含む）を使用しています。これらの機器及びシステムにおいて、不適切な設定、バグ等の不具合（外部から調達する一般的なソフトウェアの不具合を含む）が顕在化した場合には、サービスの全部もしくは一部の停止、またはサービスの水準の低下が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ネットワークシステムについて

当社グループが提供するモバイル通信サービスは、モバイル通信網を使用するため、利用場所、利用時の電波の状況、及び基地局の混雑度等により、通信速度が異なります。また、インターネット接続を利用する場合には、インターネットの通信速度に依存します。さらに、携帯電話事業者から当社グループのデータセンターまでを接続する専用線の通信速度並びにデータセンター内のネットワーク設備及びコンピュータ・システムの処理速度にも依存

します。加えて、当社グループのデータセンターから法人顧客までを専用線で接続している場合には、当該専用線の通信速度にも依存します。

当社グループは、現在の顧客数及びその利用実態を把握し、また今後の顧客数及び利用実態を予測することにより、必要かつ十分なネットワークシステムの容量を確保するよう努めています。しかしながら、当社グループが確保したネットワークシステムの容量が需要に対して不足した場合には、通信速度が低下する原因となる可能性があります。また、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、このような事態を回避するために、需要に対して必要以上にネットワークシステムの容量を増強した場合にも、過大な費用が発生することで、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

当社グループが提供するモバイル通信サービスでは、LTE・3Gのモバイル通信技術、無線LAN技術、TCP/IPネットワーク技術、マイクロソフトWindowsオペレーティングシステム、認証技術において業界標準となっているRadius認証システム等を使用しています。これらの技術標準等が急激に大きく変化した場合、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が生じ、当社グループの収益を圧迫し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、技術標準等の変化への対応が遅れた場合、または、当社サービスに使用している技術もしくはサービスが陳腐化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業の内容について

① 通信端末の調達について

モバイル通信サービスで使用する通信端末は複数の特定企業からODM（注）等の方法により、発注し、調達していますが、携帯電話事業者の政策や市場環境により、調達条件は都度異なります。

当社グループは、これらの通信端末の調達条件を改善するよう努めていますが、そのような努力にもかかわらず、調達条件が悪化した場合には、事業原価の上昇や通信端末を適時に顧客に供給できないことによる事業機会の逸失により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、通信端末に品質上の問題があった場合には、サービスを継続できない等の事態が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ODM（Original Design Manufacturing）とは、受託者が製品の設計をした上で、委託者のブランドで製品を生産し、委託者に供給することをいいます。

② 通信端末の陳腐化リスク等について

モバイル通信サービスで使用する通信端末は、通信端末メーカー及び代理店から調達しますが、最低発注量が大きく、需要に対し過大な発注をせざるを得ない場合もあり、このような場合、在庫の陳腐化リスクを負うことになります。当社グループでは、通信端末メーカーと緊密な情報交換を行い、販売状況を見極めながら必要数量の予測を的確に行うよう努めていますが、調達した通信端末が陳腐化した場合、または発注時期の遅延により適時に顧客に供給できず事業機会を逸失した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信端末の製造物責任等について

当社は、モバイル通信サービスで使用する通信端末を通信端末メーカーまたは代理店から調達して販売しています。当社は、通信端末を調達するにあたり、品質等の検査を行っていますが、それにもかかわらず、当該通信端末に検収時に判明しない欠陥があり、事故等の被害が生じた場合には、当社は、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負う可能性があります。また、製品事故に至らなくても、当該通信端末の技術基準等に問題があった場合は、製品の回収義務を負う可能性があります。これらの場合は、多額のコストが発生するだけでなく、当社グループの信用を大きく毀損し、売上の低下や収益の悪化など、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ マーケティング力及び技術開発力について

当社グループの業績は、顧客が求め、または顧客に受け入れられるサービスを的確に把握し、新たなサービスを提供していくこと、すなわち激変する業界にあって迅速に動向を把握し、あるいは予測しながら経営を行っていくためのマーケティング力及び技術開発力に依拠すると考えています。当社グループが、かかる能力を適切に維持し、または向上できない場合には、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 人材の確保について

当社グループは、新たな領域で事業を行っているため、少数の個人の経験、スキル及びノウハウに負うところが大きく、そのような人材を失うことによる事業への影響の可能性は否定できません。当社グループは、事業の拡大に伴い、適切な人材を確保し、体制の充実に努める方針ですが、優秀な人材を適時に採用することは容易ではありません。当社グループが、事業の拡大に必要な適切な人材を確保することができなかった場合、採用した従業員が短期間で退職した場合、または、限られた人材に依存している状態で従業員に業務遂行上の支障が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社が提供するモバイル通信サービスは、その市場が成長期にあることから、現在の競合に加え、今後の更なる新規参入による競争激化が予想されます。特に、当該サービス分野は、通信事業者が提供する通信サービスの側面と、コンピュータ関連業者が提供するシステムサービスの側面とを併せ持つことから、以下のとおり、通信事業及びコンピュータ関連事業から、競合するサービスが現れる可能性があると考えています。

① 携帯電話事業者について

通信回線設備を有する携帯電話事業者は当社グループと比較して圧倒的に潤沢な経営資源を有し、それらを活用することで、より低価格・高機能な商品を単独で提供することが可能です。

従来、携帯電話事業者の収益源は音声通話によっていましたが、昨今のスマートフォン等の急速な普及からデータ通信による収益が音声通話を上回るようになっており、現在、データ通信市場では、携帯電話事業者を含めた競争が激化しています。

このような状況において、携帯電話事業者は、自社または自社と資本関係のあるグループ内のMVNOにより、当社グループと競合するサービスの展開を強化しています。携帯電話事業者が、その強大な資本力を背景に、当社グループより商品力に優れたサービスを提供した場合、当社グループの競争力の低下または価格競争の激化による売上高の減少が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、音声通話の市場が成熟期に入っていることから、携帯電話事業者はMNP（携帯電話番号ポータビリティ）転入超過数を重要な経営指標として位置づけています。こうした携帯電話事業者がMNP転入超過数の極大化を意図して、大々的な販売促進を展開した場合、既存顧客を失う事態、または当社グループのオペレーションが過大な負荷を被る事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、携帯電話事業者は、当社グループにとってモバイル通信網等の調達先でもあります。携帯電話事業者が提供するサービスと当社グループが提供するサービスの競合が激化した場合、携帯電話事業者は、自己のサービスを拡大するため、当社との取引条件を変更する可能性があり、その場合、当社グループの価格設定や提供しうるサービスが制限されることにより、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② MVNOについて

当社グループと競合するMVNOの多くは、固定回線系ネットワークサービスを提供する事業者、日本を代表するECサイトを運営する事業者、大規模小売店を展開する事業者がモバイル通信サービスに新規参入したものです。これらの事業者は、既存事業において安定的な顧客基盤及び事業基盤を有しており、これらを活用してモバイル通信サービスを販売することができるため、新規事業であるモバイル通信サービスを拡大する機会に恵まれています。また、既存事業の収益を源泉にモバイル通信サービスのシェア拡大を優先する場合、または、モバイル通信サービスを既存事業の維持・拡大の手段として位置づける場合には、モバイル通信サービスにおいて戦略的な価格政策を打ち出す可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ SI（システムインテグレーター）について

SIは、コンピュータ・システム領域において、顧客ごとに最適化したシステムのカスタマイズを事業としているため、システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、及び完成したシステムの保守・管理までを総合的に行い、システム導入後においても保守業務が継続することから、顧客との結び付きは深いものになります。また、多種多様なシステムを統合するため、高いネットワークスキルを有しています。SIが携帯電話事業者と提携する等により、通信サービスの提供能力を獲得した場合には、当社グループにとって強力な競合相手となる可能性があり、そのような場合、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) パートナービジネスへの依存について

当社グループは、イネイブラー事業者として、パートナー企業にモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供することを事業の中核に据えています。そのため、当事業の中長期的な成長の成否は、パートナー企業との間で、取引関係・契約関係を含めた信頼関係を構築することができるか、また、構築した信頼関係を維持・拡大することができるか否かにかかっています。当社は、パートナー企業との協業を成功させるため、最大限の経営資源を投入して、競争力のあるモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションの開発に努めるとともに、パートナー企業のオペレーションを支援するためのパートナープラットフォームの開発を強化しています。しかしながら、パートナー企業との間で、取引関係・契約関係を含めた信頼関係を構築することができなかった場合、信頼関係の構築に当社が想定する以上の時間を要した場合、または構築した信頼関係を維持・拡大することができなかった場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 知的財産権及び法的規制等について

① 知的財産権の保護について

当社グループに帰属する知的財産の保護は、関連法規及び契約の規定に依存しています。また、知的財産の保護のため、必要に応じて特許出願等を行うとともに、他社の技術やノウハウの動向を把握していくよう努めています。しかしながら、出願した特許等が必ず権利登録されるという保証はありません。

また、当社グループが知的財産保護のために行ってきた出願もしくは登録、または今後行う出願もしくは登録が十分なものではない可能性があり、他社により、当社グループと同様の技術が開発され、または当社グループのサービスが模倣される可能性があります。

さらに、当社グループの知的財産について仮に権利が取得できていたとしても、第三者によって侵害される可能性もあります。このような場合には、当社グループの事業の継続に支障を来す可能性があるのみならず、かかる侵害者に対する訴訟その他の防御策を講じるため、限られた経営資源を割くことを余儀なくされる事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 第三者からのライセンスについて

当社グループは、モバイル通信サービスの提供にあたり、複数の第三者から、技術またはブランド（商標）等のライセンスを受けています。将来において、当社グループが現在供与されているライセンスを更新することができない事態、新たなサービスや通信端末を提供するために必要なライセンスの供与を受けることができない事態、または適切な条件でライセンスの更新もしくは供与を受けることができない事態が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社サービスの優位性が失われ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制等について

当社グループの事業は、電気通信事業法をはじめとする各種法令に基づく規制を受けています。これらの規制が変更され、または新たな法令が適用されることにより事業に対する制約が強化された場合、事業活動が制限され、またはコストの増加につながる可能性があります。他方、事業に対する制約が緩和された場合、新規参入の増加により競争が激化し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業が属する業界において、例えばプリペイド・サービスにおける事業活動が制約される自主規制が設けられた場合、同サービスの継続に支障を来す可能性、または同サービスのコストが増加する可能性があります。当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の保護について

当社は、当社サービスを提供するにあたり、顧客の氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人情報を取得することがあり、個人情報保護法に基づき、個人情報取扱事業者としての義務を負っています。

当社が取得した個人情報は、当社並びに当社連結子会社であるクルーシステム株式会社及びCCT社において業務上取扱いますが、当社グループでは、取得した個人情報について、業務上必要な範囲のみで利用し、適正な権限を持った者のみがアクセスできるようにしています。また、社員、契約社員及び派遣社員の全員が入社時及び毎年、秘密保持誓約書を提出するものとし、個人情報に接する機会の多いコールセンターの構成員は原則として正社員のみとしています。しかしながら、このような個人情報保護のための対策を施しているにもかかわらず、当社グループからの個人情報の漏洩を完全に防止できるという保証はありません。万一、当社グループが保有する個人情報が社外に漏洩した場合には、顧客からの信用を喪失することによる販売不振や、当該個人からの損害賠償請求等が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) その他

① 業績の予測について

MVNO事業の歴史はまだ浅く、特に、当社グループが展開するデータ通信MVNOは新たな事業領域であることから、当社グループが今後の業績を予測するにあたり、過去の実績や、通信事業の業界一般の統計に必ずしも依拠することができません。また、今後のMVNO事業の業績に影響を与える可能性のある同事業の利用者数の推移、市場の反応等を正確に予測することも極めて困難です。従って、現時点において当社グループが想定する収益の見通しに重大な相違が生じる可能性があるほか、今後予想し得ない支出等が発生する可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 資金調達について

当社グループは、ネットワーク設備、ソフトウェア、システム等の開発及び調達等に投資し、当社サービスの更なる差別化を推進して事業拡大を図る計画ですが、計画を実行する上で必要な投資資金の確保が困難な場合、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ストックオプションによる株式の希薄化について

当社グループは、当社グループに対する貢献意欲及び経営への参加意識を高めるため、ストックオプションによるインセンティブ・プランを採用しており、会社法第238条に基づき発行された新株予約権を、当社並びに当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に付与しています。これらのストックオプションが行使されれば、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、役員及び従業員等の士気を高め、あるいは、有能な人材を獲得するためのインセンティブとして、今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、さらに株式価値の希薄化を招く可能性があります。

④ 新株予約権（第三者割当て）による株式の希薄化について

当社は、平成28年7月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年7月28日に第3回新株予約権（第三者割当て）210,000個（21,000,000株）を発行しました。当該新株予約権の行使期間は平成30年7月28日までであり、当連結会計年度末現在の当該新株予約権の潜在株式数は14,070,000株となっています。当該新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信㈱	株式会社インターネットイニシアティブ	日本	広域複合ネットワークサービス契約	データセンターの運営・管理	平成14年2月4日から平成15年2月3日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ	日本	相互接続協定書	レイヤー2による3Gネットワークの相互接続に関する協定	契約期間の定めなし (締結日：平成21年3月13日)
日本通信㈱	モバイルクリエイティブ株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成21年5月25日から平成22年5月24日まで (1年単位の自動更新)
Contour Networks Inc. (旧 Communications Security and Compliance Technologies Inc.)	Sprint Spectrum L.P.	米国	Private Label PCS Services Agreement	レイヤー2接続に関する契約	開始日：平成22年3月17日 終了日：商用化実施日から起算して5年間が経過する日 (その後は1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ	日本	卸電気通信役務の提供に関する契約書	3G音声卸サービスに関する契約	平成22年4月15日から平成25年4月30日まで (3年単位の自動更新)
日本通信㈱	シネックスインフォテック株式会社	日本	販売代理店契約書(対面販売・ECサイト販売)	モバイル通信サービスの販売委託	平成23年7月29日から平成24年7月28日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	丸紅無線通信株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成24年2月1日から平成29年1月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社ベステック	日本	売買基本契約書	通信端末の仕入れ	平成24年1月31日から平成25年1月30日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ	日本	第3種Xiサービスの提供に関する契約書	LTE音声卸サービスに関する契約	平成25年1月16日から第3種Xiサービスの廃止がなされるまで
Contour Networks Inc.	Verizon Wireless LLC	米国	Telematics Agreement	無線による音声通話サービス及びデータ通信サービスの仕入れ	平成25年10月29日から平成26年12月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	ダイワボウ情報システム株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成26年11月21日から平成27年11月20日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	V A I O株式会社	日本	V A I O商標ライセンス契約書	商標のライセンス	平成26年12月24日から平成27年12月23日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	Quanta Computer Inc.	台湾	ORIGINAL DESIGN MANUFACTURER AGREEMENT	通信端末の生産委託契約	平成27年3月17日から平成32年3月16日まで (2年単位の自動更新)

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信㈱	ディーリンクジャパン株式会社	日本	基本取引契約書	通信端末の仕入れ	平成28年2月5日から 平成29年2月4日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	エックスモバイル株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社U-NEXT	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成28年7月18日から 平成29年7月17日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社U-NEXT	日本	共同事業契約書	MVNOサービスにおける共同事業に関する契約 (「b-mobile」のブランドで提供される個人向けサービスの一部の賃貸を含む)	平成28年10月1日から 平成33年9月30日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	ソフトバンク株式会社	日本	相互接続協定書	レイヤー2による3G及びLTEネットワークの相互接続に関する協定	契約期間の定めなし (締結日：平成29年1月31日)

(注) 上記契約の相手方名称は、すべて平成29年3月31日現在の商号によります。

また、本書提出日現在、上記契約は有効に更新されています。

6 【研究開発活動】

当社グループは、携帯電話事業者の設備を借用して、他社には技術的に模倣困難なサービスを開発し、提供しています。従って、そうした当社独自のサービスが、携帯電話事業者のサービスに比べて如何に差別化されているかは極めて重要です。

当連結会計年度における研究開発費は55,805千円で、通信サービスの新たな認証方式、課金方式、制御方式他、当社グループが長期に渡って差別化を実現するための基本的な研究開発を行っています。

なお、このような研究開発活動で得られた技術及び知見は、日本事業、海外事業のセグメントを超えて共用されていますので、セグメントの内訳金額はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づいて作成しています。その作成は経営者による会計方針の選択及び適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っていますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に次の会計方針に関する事項が連結財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすものと考えます。

①収益の認識

当社グループは、次のサービスラインごとに売上高の計上基準を分けています。

(i) プリペイド・サービス（b モバイル）及び機器向けサービス（通信電池）

当該期間の通信サービスを提供するもの（例：12ヶ月間使い放題のSIM）は当該期間にわたって売上高を按分して計上。

(ii) 月額課金サービス

移動体通信端末の売上は出荷基準

通話料及びその他付加価値サービスの売上は役務提供基準

②貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。販売先の財務状況及び支払能力に重要な変動が生じた場合、これらの貸倒引当金の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

③たな卸資産の評価

当社グループは、総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。将来の市場環境に重要な変動が生じた場合、これらのたな卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④固定資産の減損

当社グループは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産の帳簿価額を、回収可能価額まで減損する会計処理を適用しています。経済環境の著しい悪化等により営業収益が大幅に低下する場合等には、減損損失が発生する可能性があります。

⑤繰延税金資産

当社グループは、企業会計上の収益または費用と、課税所得計算上の益金または損金の認識時点が異なることから、会計上の資産・負債と課税所得計算上の資産・負債の額に一時的な差異が生じる場合において、一定期間内における回収可能性に基づき貸借対照表上に繰延税金資産を計上しています。当社グループの将来的な業績予想を検討して十分回収可能性があると考えていますが、状況によっては繰延税金資産の全額または一部を取崩す必要が生じる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「1 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における流動資産は3,316百万円となり、前連結会計年度末に比べ985百万円減少しました。これは主に現金及び預金が284百万円、売掛金が608百万円、繰延税金資産が166百万円減少したことによるものです。固定資産は1,465百万円となり、前連結会計年度末に比べ4百万円増加しました。

この結果、総資産は4,792百万円となり、前連結会計年度末に比べ971百万円減少しました。

当連結会計年度末における流動負債は2,894百万円となり、前連結会計年度末に比べ587百万円増加しました。これは主に未払金が448百万円、預り金が209百万円増加したことによるものです。固定負債は141百万円となり、前連結会計年度末に比べ611百万円減少しました。これは主に長期借入金が569百万円減少したことによるものです。

この結果、負債は3,036百万円となり、前連結会計年度末に比べ23百万円減少しました。

当連結会計年度末における純資産は1,755百万円となり、前連結会計年度末に比べ948百万円減少しました。

この結果、自己資本比率は35.0%（前連結会計年度末は46.0%）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

② 資金需要及び財政政策

今後の主たる資金需要は、運転資金と設備投資に分けられます。運転資金については、データ通信サービスの売上回収期間が極めて短いため、事業規模が拡大しても、営業活動で生じるキャッシュ・フローで仕入債務を十分にまかなうことができます。また、設備投資については、これまでに構築してきたハードウェア及びソフトウェアの通信サービス基盤に対して追加的な投資を行い、他社にはまねのできない差別化されたサービスの提供や通信処理能力の向上を進めていきます。設備投資はおおよそ売上の5%程度を目安に実行することで、このような目的を達成できると考えています。

一方、①で述べたとおり、当社の事業は収益性が強化され、キャッシュを通期で順調に生み出す段階にまで成長してきており、今後の一定の資金需要については自己資金で賄うことができると考えています。

しかし、事業基盤を更に安定させるとともに、機動的な事業展開を行うために手元資金を充実させることは、引き続き重要な課題として認識しています。このため、自己資金に加えて、銀行借入金やリース等によって一時的な資金ニーズなどに対応し、財政の健全性を強化する方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、急速な需要増に対するサービス基盤の強化及びサービスの差別化を強化することを目的として設備投資を実施しました。

当社が創業時から推進・実現してきたMVNO事業モデルは、ここに来てようやく認知を得るようになってきたことから、当社サービスへの需要は急速に増大しています。モバイルネットワークそのものは、NTTドコモ等の設備を使用していることから需要増への対応は不要ですが、当社が持つネットワーク設備及び顧客対応システム等については、スケーラビリティを常に強化しておく必要があります。

また、MVNO事業者が増加し、サービス競争が始まる状況の中、他社との差別化を実現するためのサービス開発投資を実施しています。

上記に関する設備投資は、ネットワーク及びシステム機器類の有形固定資産と自社開発ソフトウェアの無形固定資産に分かれますが、これらに346百万円の設備投資を実施しました。

日本事業においては、コンシューマ向けSIM新製品や、MVNOパートナー向け通信サービスを提供するため、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などに263百万円の設備投資を実施しました。

海外事業においては、ATM向け無線通信サービスの顧客ベースが堅調に増加しており、設備の能力及び冗長性を強化する目的でネットワーク機器などに81百万円の設備投資を実施しました。

全社（グループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有する米国子会社）においては、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などの設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

平成29年3月31日現在における当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建 物	車 両 及 び 器 具 備 品	リース資産	合 計	
本社 (東京都港区)	日本事業 及び全社 (共通)	サービス 設備	92,014	81,109	50,992	224,116	89 (6)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設 備 の 内 容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
				建物及び 器具備品	リ ー ス 資 産	合 計	
Contour Networks Inc.	本社 (米国コロラド州イン グルウッド)	海外事業	サービス 設 備	259	—	259	2 (0)
Computer and Communication Technologies Inc.	本社 (米国コロラド州イン グルウッド)	全 社 (共通)	開発設備	8,187	1,755	9,942	8 (0)
Arxceo Corporation	本社 (米国フロリダ州ポン テベドラビーチ)	海外事業	開発設備	8,209	—	8,209	0 (1)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、主力サービスであるデータ通信サービスについて継続的な開発投資及び設備投資を行っています。

当社グループは、日本、米国及びヨーロッパにおいて事業を展開しており、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定していません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっています。

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は、1,040百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりです。

(1) 重要な設備の新設等

セグメントの名称	平成29年3月末計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
日本事業	797	ネットワーク設備増設等	自己資金及び新株予約権行使による増資資金
海外事業	243	ネットワーク設備等	自己資金及び新株予約権行使による増資資金
合計	1,040		

(注) 金額には消費税等を含めていません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	435,000,000
計	435,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成29年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成29年6月29日）	上場金融商品取引所名または登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	147,728,239	151,903,239	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	147,728,239	151,903,239	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日から本書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①新株予約権（ストックオプション）

平成19年5月17日取締役会決議（第10回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	150	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75,000（注1）（注3）	70,000（注1） （注3）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	47（注4）	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 70.39 資本組入額 36	同左
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成26年8月28日取締役会決議（第18回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日) (注8)
新株予約権の数（個）	42,270	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,227,000（注2）（注3）	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	720（注4）	—
新株予約権の行使期間	平成26年9月18日から 平成33年9月17日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 722.50 資本組入額 362	—
新株予約権の行使の条件	（注5）	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	—

区分	事業年度末現在 (平成29年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5 月31日) (注 8)
新株予約権の数 (個)	112, 600	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	11, 260, 000 (注 2) (注 3)	—
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	350 (注 4)	—
新株予約権の行使期間	平成27年 8 月 5 日から 平成34年 8 月 4 日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 353 資本組入額 177	—
新株予約権の行使の条件	(注 6)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の 承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注 7)	—

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は500株とする（平成21年 7 月 1 日付の 1 株を 5 株に分割する株式分割、及び、平成26年 4 月 1 日付の 1 株を100株に分割する株式分割に伴う調整による）。
2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株とする。
3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。
- ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a) の条件充足による場合は平成28年 3 月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の 1 日から、(b) の条件充足による場合は平成29年 3 月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の 1 日から、新株予約権を行使することができる。なお、売上高または営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成28年 3 月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成28年 3 月期の営業利益が14億円を超過している場合

(b) 平成29年 3 月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成29年 3 月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
- (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）

- (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
- (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

6. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a) の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b) の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

(b) 平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合

- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、新株予約権の目的である株式の数を調整する算式（注2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、行使価額を調整する算式（注3）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定する。

- (i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得に関する事項
下記に準じて決定する。
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (ii) 前項の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）の前であっても、当社代表取締役が本新株予約権の全部をその決定する価額で取得する旨を決定したとき、当社は、当社代表取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を取得することができる。
- ⑩ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 平成26年8月28日開催の取締役会決議に基づき発行した第18回新株予約権及び平成27年7月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第19回新株予約権は、平成29年5月12日に新株予約権の権利行使の条件を充足しないことが確定し、いずれも全て消滅しました。

②新株予約権（第三者割当て）

平成28年7月12日取締役会決議（日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て））

区分	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	140,700	99,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,070,000（注1）（注2）	9,900,000（注1） （注2）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初212（注3）（注4）	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月29日から 平成30年7月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格（注5） 資本組入額（注6）	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「割当株式数」という）は100株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額による普通株式の発行または株式分割等を行う場合、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という）が調整される（（注）4.）ことにより、割当株式数は、次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（（注）4.）に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 行使価額の修正

行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。ただし、当該効力発生日に係る修正後の行使価額が106円を下回ることとなる場合には行使価額は106円とする。

4. 行使価額の調整

行使価額は、新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額による普通株式の発行または株式分割等により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る注記

- (1) 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。
- (2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。
 - ① 本新株予約権の目的となる株式の総数は21,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額が修正されても変化しない（ただし、（注）2.）に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある）。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。
 - ② 本新株予約権の行使価額の修正基準
本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値が無い場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。
 - ③ 本新株予約権の行使価額の修正頻度
本新株予約権の行使の際に②に記載の条件に該当する都度、修正される。
 - ④ 行使価額の下限
当初106円（ただし、（注）4.）の規定を準用して調整されることがある）
 - ⑤ 割当株式数の上限
本新株予約権の目的となる株式の総数は21,000,000株（平成28年5月31日現在の発行済株式総数に対する割合は14.93%）、割当株式数は100株で確定している。
 - ⑥ 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（④に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）
2,272,200,000円（ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある）
 - ⑦ 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。
- (3) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容
 - ① 当社は、平成28年7月28日以降、その裁量により、本新株予約権の全部または一部につき、行使することができない期間を指定する権利（以下、「停止指定」という）を有している。また、当社

は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができる。ただし、2年間の行使請求期間のうち最後の1か月間については、停止指定を行うことはできない。

- ②当社は、平成29年1月29日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当先に対して法令に従って通知することにより、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを取得することができる。割当先は、当社と割当先との間で締結した第三者割当契約により、上記通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使を行うことができない。
- ③割当先は、平成30年7月6日以降同年7月20日までの間に当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを買い取る。
- ④当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という）を割当先に行わせない。
- ⑤割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ⑥割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、予め譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。
- (4) 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容
該当事項なし
- (5) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容
該当事項なし
- (6) その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで)	第21期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	69,300
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	6,930,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	172.61
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	—	1,196,220
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	69,300
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	6,930,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	172.61
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	—	1,196,220

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注1)	735	1,343,560	1,960	2,032,555	1,960	396,923
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注1)	5,470	1,349,030	15,635	2,048,190	15,634	412,557
平成26年4月1日 (注2)	133,553,970	134,903,000	—	2,048,190	—	412,557
平成26年4月1日～ 平成26年6月5日 (注1)	293,000	135,196,000	12,427	2,060,617	12,055	424,613
平成26年6月6日 (注3)	3,131,739	138,327,739	481,095	2,541,712	481,095	905,708
平成26年6月7日～ 平成27年3月31日 (注1)	1,744,500	140,072,239	67,283	2,608,995	65,595	971,304
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注1)	551,000	140,623,239	27,410	2,636,405	26,663	997,967
平成28年4月1日～ 平成28年8月25日 (注4)	6,930,000	147,553,239	611,220	3,247,625	600,246	1,598,213
平成28年8月26日～ 平成29年3月31日 (注1)	175,000	147,728,239	6,300	3,253,925	6,018	1,604,232

- (注) 1. 新株予約権（ストックオプション）の行使による増加です。
2. 株式分割（1株を100株に分割）によるものです。
3. 第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権の全部行使による増加です。
4. 日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て）の行使による増加です。
5. 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に、新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式総数が5,000株、資本金が180千円、資本準備金が171千円増加しています。
6. 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に、新株予約権（第三者割当）の行使により、発行済株式総数が4,170,000株、資本金が338,960千円、資本準備金が333,154千円増加しています。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	19	28	145	86	89	45,813	46,180	－
所有株式数 （単元）	－	121,024	37,994	9,445	350,303	2,057	956,375	1,477,198	8,439
所有株式数の割合 （％）	－	8.19	2.57	0.64	23.71	0.14	64.74	100.0	－

(注) 自己株式15,000株は、「個人その他」に150単元含まれています。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%) (注1)
ユーロクリアー バンク エスエイ エヌブイ (注2) (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	1 BOULEVARD DU ROI ALBERT II, B-1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	30,106,239	20.37
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口5) (注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,032,100	2.05
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口2) (注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,940,200	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口1) (注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,862,300	1.26
宇津木 卯太郎	東京都八王子市	1,685,000	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口) (注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,660,700	1.12
池田 誠二	東京都台東区	1,500,000	1.01
三田 聖二 (注4)	東京都港区	1,498,300	1.01
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口) (注3)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,444,000	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口6) (注3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,230,500	0.83
計	—	45,959,339	31.11

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。
2. 当該株主の持株数のうち、16,074,500株はエル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー (当社代表取締役会長三田聖二が議決権の過半数を保有しています) が保有しています。
3. 当該株主の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、当社において把握することができません。
4. 当社代表取締役会長です。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 15,000	—	権利内容に何ら限定 のない、当社におけ る標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 147,704,800	1,477,048	同上
単元未満株式	普通株式 8,439	—	同上
発行済株式総数	147,728,239	—	—
総株主の議決権	—	1,477,048	—

②【自己株式等】

平成29年 3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
日本通信株式会社	東京都港区虎ノ門 四丁目 1 番28号	15,000	—	15,000	0.01
計	—	15,000	—	15,000	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法に基づいて新株予約権を発行する方法によるものであり、当該制度の内容は以下のとおりです。

平成19年 5月17日取締役会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	平成19年 5月17日										
付与対象者の区分及び人数（名）	<table> <tr><td>当社取締役</td><td>6</td></tr> <tr><td>当社監査役</td><td>4</td></tr> <tr><td>当社執行役員</td><td>4</td></tr> <tr><td>当社従業員</td><td>11</td></tr> <tr><td>当社子会社従業員</td><td>2</td></tr> </table>	当社取締役	6	当社監査役	4	当社執行役員	4	当社従業員	11	当社子会社従業員	2
当社取締役	6										
当社監査役	4										
当社執行役員	4										
当社従業員	11										
当社子会社従業員	2										
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。										
株式の数（株）	同上										
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上										
新株予約権の行使期間	同上										
新株予約権の行使の条件	同上										
新株予約権の譲渡に関する事項	同上										
代用払込みに関する事項	—										
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—										

平成26年 8月28日取締役会決議（第18回新株予約権）

決議年月日	平成26年 8月28日												
付与対象者の区分及び人数（名）	<table> <tr><td>当社取締役</td><td>6</td></tr> <tr><td>当社監査役</td><td>2</td></tr> <tr><td>当社執行役員</td><td>4</td></tr> <tr><td>当社従業員</td><td>83</td></tr> <tr><td>当社子会社取締役</td><td>3</td></tr> <tr><td>当社子会社従業員</td><td>18</td></tr> </table>	当社取締役	6	当社監査役	2	当社執行役員	4	当社従業員	83	当社子会社取締役	3	当社子会社従業員	18
当社取締役	6												
当社監査役	2												
当社執行役員	4												
当社従業員	83												
当社子会社取締役	3												
当社子会社従業員	18												
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。												
株式の数（株）	同上												
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上												
新株予約権の行使期間	同上												
新株予約権の行使の条件	同上												
新株予約権の譲渡に関する事項	同上												
代用払込みに関する事項	—												
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上												

平成27年 7 月13日取締役会決議（第19回新株予約権）

決議年月日	平成27年 7 月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 2 当社執行役員 4 当社従業員 74 当社子会社取締役 3 当社子会社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況] 」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。ただし、平成29年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りは含めていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月29日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	15,000	—	15,000	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りまたは売渡しによる株式は含めていません。

3【配当政策】

(1) 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題として位置付けています。

株主に対する利益還元策として、一般的には、配当、自社株買い、株主優待等が実施されています。

しかしながら、当社は、新たな市場を開拓する企業においては、株主に対する利益還元は、市場の拡大によって当該企業が成長し、その結果としてもたらされる時価総額の向上、及びこれに伴う当該企業の株価の上昇によるべきと考えています。

現段階において、当社には、日本市場においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長が見込まれます。

そのため、事業活動から生み出されるキャッシュは、極力再投資をし、的確に事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えるものと認識しています。

以上により、当社は、少なくとも現段階において、一般的な利益還元策である配当、自社株買い、株主優待等を実施する計画はありません。

当社は、引き続き、新たな市場の開拓に邁進し、その結果としての時価総額の向上を目指してまいります。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「(1) 配当についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

(3) 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「(1) 配当についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
最高 (円)	10,180	21,970 ※318	1,268	504	259
最低 (円)	4,700	4,900 ※184	306	148	143

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成25年 7 月15日までは大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、平成25年 7 月16日から平成27年 5 月31日までは東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)、平成27年 6 月 1 日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものです。
2. 当社は、平成26年 4 月 1 日付で、1 株を100株に分割する株式分割(権利落日:平成26年 3 月27日)を行っています。※印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しています。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年 1 月	平成29年 2 月	平成29年 3 月
最高 (円)	186	180	204	189	208	205
最低 (円)	175	143	154	165	173	183

- (注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
取締役会長 (代表取締役)		三田 聖二	昭和24年6月10日生	昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネジメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社 プロダクト オペレーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動電話事業部長 兼 モトローラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ (現 Apple Japan合同会社) 代表取締役社長就任 兼 アップルコンピュータ (現 ア ップル) 本社 (米国) 副社長就任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任 平成10年7月 日本アイルランド経済協会 (現 在 日アイルランド商工会議所) 副会長就任 平成10年10月 ザイリンクス社 (米国) 社外取締役 就任 平成12年2月 エル ティ サンダ ビー・ヴィ ー・ビー・エー設立 マネージング ディレクター就任 (現任) 平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネットワー クに関する国際諮問会議委員就任 在日アイルランド商工会議所 (旧 日本アイルランド経済協会) 会頭就 任 平成27年6月 当社 代表取締役会長就任 (現任)	(注3)	1,498,300
取締役社長 (代表取締役)		福田 尚久	昭和37年7月21日生	昭和57年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 昭和60年7月 (株)群馬データベースシステム設立 代表取締役社長就任 昭和61年3月 東京大学 文学部卒業 平成4年6月 ダートマス大学経営大学院 (MBA) 修了 平成4年7月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア) 入社 平成5年9月 アップルコンピュータ (現 Apple Japan合同会社) 入社 平成9年11月 同社 事業推進本部長 平成11年12月 同社 マーケティング本部長 平成13年6月 アップルコンピュータ (現 アップ ル) 本社 (米国) 副社長就任 平成14年4月 当社 上席執行役員就任 平成16年6月 当社 取締役就任 平成16年7月 当社 CFO就任 平成18年6月 当社 常務取締役就任 平成22年3月 当社 代表取締役専務就任 平成24年6月 当社 代表取締役副社長就任 平成27年6月 当社 代表取締役社長就任 (現任)	(注4)	4,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
常務取締役 (代表取締役)		片山 美紀	昭和39年6月17日生	昭和62年3月 聖心女子大学 文学部哲学科卒業 昭和62年4月 上智大学 文学部仏文学科事務室入職 平成4年3月 国立東京第二病院（現 国立病院機構東京医療センター）附属看護学校卒業 平成4年4月 聖路加国際病院 人間ドック病棟看護師 平成8年4月 エル・ティ・エス㈱入社 平成12年2月 当社転籍 社長室長 平成19年8月 当社 オフィスオブCEO 人事・アドミニストレーション ディレクター 平成20年1月 当社 オフィスオブCEO 人事・アドミニストレーション アシスタントバイスプレジデント 平成21年3月 ミシガン大学ロースクールオブビジネス ヒューマンリソース上級幹部教育プログラム 修了 当社 執行役員就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任 平成24年6月 当社 代表取締役常務就任（現任） 平成26年5月 クルーシシステム㈱ 代表取締役社長就任 平成27年9月 インシアード エグゼクティブ ファイナンス教育プログラム 修了	(注4)	184,000
取締役		塚田 健雄	昭和7年10月3日生	昭和30年3月 名古屋大学 法学部卒業 昭和33年3月 名古屋大学 大学院修士課程修了 昭和33年4月 トヨタ自動車工業㈱（現 トヨタ自動車㈱）入社 昭和51年7月 同社 部長 昭和57年9月 同社 取締役就任 昭和62年9月 同社 常務取締役就任 昭和63年10月 日本移動通信㈱（現 KDDI ㈱）専務取締役就任 平成3年6月 同社 取締役社長就任 平成11年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成12年10月 当社 社外取締役就任（現任） 平成12年12月 ㈱トヨタエンタプライズ 最高顧問就任 平成13年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成15年6月 同社 顧問就任	(注3)	—
取締役		井戸 一朗	昭和7年7月1日生	昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和32年4月 山武ハネウエル㈱（現 アズビル㈱）入社 昭和55年12月 同社 取締役就任 昭和59年12月 同社 常務取締役就任 昭和61年12月 同社 取締役副社長就任 昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役会長就任 平成14年7月 同社 相談役就任 平成15年6月 当社 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外取締役就任（現任）	(注4)	7,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
取締役		師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人㈱入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 ㈱神戸製鋼所 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注3)	7,500
取締役		寺本 振透	昭和38年1月31日生	昭和60年3月 東京大学 法学部卒業 昭和62年4月 第一東京弁護士会登録 昭和62年4月 西村眞田法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) アソシエイト 平成2年10月 T M I 総合法律事務所 アソシエイト 平成5年8月 アリゾナ州立大学ロースクール 客員研究員 平成6年8月 道家寺本法律事務所 パートナー 平成8年1月 寺本法律事務所 (後 寺本合同法律事務所に改称) パートナー 平成12年7月 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) に業務統合 平成18年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 特任教授 平成19年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 (法科大学院専任教員) 平成22年4月 九州大学大学院法学研究院 教授 (現任) 平成27年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成28年4月 株式会社ウェブアイ 社外取締役就任 (現任)	(注3)	—
取締役		山田 喜彦	昭和26年5月11日生	昭和49年3月 慶應義塾大学 経済学部卒業 昭和49年4月 松下電器産業㈱ (現 パナソニック ㈱) 入社 平成15年4月 同社 P A V C 社 副社長 システム事業グループ長 平成16年6月 同社 役員就任 北米本部長 アメリカ松下電器㈱ 会長就任 平成19年4月 松下電器産業㈱ (現 パナソニック ㈱) 常務役員就任 平成22年4月 同社 インダストリー営業担当 平成22年6月 同社 常務取締役就任 平成23年6月 同社 代表取締役専務就任 平成24年1月 同社 デバイス担当 平成25年4月 同社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 社長 平成26年4月 同社 代表取締役副社長就任 海外戦略地域担当 平成28年6月 同社 常勤顧問就任 (現任) 平成28年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注4)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
監査役 (常勤)		渡邊 和司	昭和26年4月1日生	昭和51年3月 京都大学 法学部卒業 昭和51年4月 郵政省(現 総務省)入省 平成元年6月 同省 東海郵政局人事部長 平成4年7月 同省 大臣官房財務部企画課国際調 達企画室長 平成6年7月 同省 郵務局国際課長 平成7年6月 同省 電気通信局電波部航空海上課 長 平成10年6月 同省 大臣官房財務部経理課長 平成11年7月 同省 大臣官房財務部企画課長 平成12年7月 同省 東海郵政局次長 平成13年1月 郵政事業庁 東海郵政局次長 平成13年7月 同庁 東京簡易保険事務センター所 長 平成15年4月 日本郵政公社 東京簡易保険事務セ ンター所長 平成16年6月 同公社 九州支社長 平成18年4月 (財)ポータルサービスセンター 理 事長 平成19年7月 (財)ゆうちょ財団 理事 平成20年7月 (株)エフエム東京 常務執行役員就任 平成21年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・データ経営研 究所 顧問就任 平成22年7月 (財)電気通信普及財団 専務理事 平成24年6月 ドコモ・サポート(株) 取締役就任 平成27年6月 (一財)簡易保険加入者協会 理事 平成29年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注5)	—
監査役		中山 孝司	昭和11年7月1日生	昭和34年3月 明治大学 法学部卒業 昭和34年4月 大和証券(株)入社 昭和45年6月 京都セラミック(株)(現 京セラ(株)) 入社 昭和60年6月 同社 取締役就任 昭和62年6月 第二電電(株)(現 KDDI(株)) 理事就任 昭和62年10月 九州セルラー電話(株) 専務取締役就 任 平成11年10月 (株)ツーカーホン関西 代表取締役社 長就任 平成14年7月 (株)ツーカーセルラー東京 顧問就任 平成15年7月 (財)京都産業21(現 (公財)京都 産業21) ビジネススーパーバイザー就任 平成18年3月 県立広島大学大学院 総合学術研究 科経営情報学専攻修了 平成18年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注6)	11,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
監査役		松尾 清	昭和26年6月27日生	昭和49年3月 関西学院大学 商学部卒業 昭和52年9月 ブライス・ウォーターハウス（現 ブライスウォーターハウスクーパ ス）入所 昭和57年3月 公認会計士登録 昭和61年3月 ブライス・ウォーターハウス（現 ブライスウォーターハウスクーパ ス） ニューヨーク事務所転籍 平成4年7月 同所 米国パートナー就任 同所 日本企業部代表就任 平成8年9月 監査法人トーマツ（現 有限責任監 査法人トーマツ） ニューヨーク事 務所入所 平成12年5月 同監査法人 東京事務所勤務 平成19年6月 同監査法人 東京事務所トータルサ ービス3部 部門長 平成22年10月 同監査法人 東京事務所グローバル サービスグループ 部門長 平成25年4月 松尾清公認会計士事務所設立 代表 就任（現任） 平成25年6月 サンスター㈱ 社外監査役就任 サンスター技研㈱ 社外監査役就任 平成27年6月 当社 社外監査役就任（現任）	(注7)	－
計						1,711,800

- (注) 1. 上記取締役のうち、塚田健雄、井戸一朗、師田卓、寺本振透及び山田喜彦は、社外取締役です。
2. 上記監査役の全員が、社外監査役です。
3. 平成29年6月28日開催の第21回定時株主総会終結の時から2年間
4. 平成28年6月29日開催の第20回定時株主総会終結の時から2年間
5. 平成29年6月28日開催の第21回定時株主総会終結の時から4年間
6. 平成26年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時から4年間
7. 平成27年6月24日開催の第19回定時株主総会終結の時から4年間
8. 各役員の所有株式数は、平成29年3月31日現在のものです。
9. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。補欠監査役の氏名及び略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人㈱入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 ㈱神戸製鋼所 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任（現任） 平成27年6月 当社 補欠監査役就任（現任）	7,500

- (注) 1. 補欠監査役師田卓氏は、当社の社外取締役（現任）です。法令に定める監査役の員数を欠く事態となった場合、社外取締役を退任し、監査役に就任します。
2. 補欠監査役師田卓氏の任期は、就任した時から退任した監査役の任期満了の時までです。ただし、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとしています。
10. 当社は執行役員制度を導入しており、本書提出日現在、上記役員のほか以下の3名が在任しています。なお、各執行役員の所有株式数は、平成29年3月31日現在のものです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務執行役員		田島 淳	昭和29年7月19日生	昭和54年3月 慶應義塾大学 大学院工学研究科 修士課程修了 昭和54年4月 日本電信電話公社（現 日本電信 電話㈱）入社 平成2年3月 慶應義塾大学 工学博士号取得 平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網㈱（現 ㈱NTTドコモ） 転籍 平成13年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 ㈱NTTドコモ） 国際ビジネス 部長 平成16年6月 同社 グローバルネットワーク開 発部長 平成18年4月 当社 執行役員就任 平成19年4月 当社 上席執行役員就任 平成20年6月 当社 取締役就任 平成24年6月 当社 常務執行役員就任（現任） 平成25年5月 コントゥアー・ネットワークス・ ジャパン㈱ 代表取締役社長就任 （現任） 平成28年4月 クルーシシステム㈱ 代表取締役社 長就任（現任）	80,000
上席執行役員	C F O	横山 裕昭	昭和33年7月21日生	昭和56年3月 静岡大学 工学部情報工学科卒業 昭和56年4月 日本電気㈱入社 平成3年6月 マサチューセッツ工科大学（MIT） 大学院 経営学修士課程修了 平成5年3月 アップルコンピュータ（現 Apple Japan合同会社）入社 平成8年6月 同社 コンシューマ市場本部長 平成9年6月 インテルーション㈱（現 GEイン テリジェント・プラットフォーム ス㈱）入社 企画部長 平成10年1月 同社 代表取締役副社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役社長就任 平成12年7月 ㈱モバイルコンピューティングテ クノロジーズ設立 取締役就任 平成13年1月 同社 専務取締役就任 平成13年9月 同社 代表取締役社長就任 平成14年1月 同社 代表取締役会長就任 平成19年7月 同社 代表取締役社長就任 平成22年3月 当社 技術開発統括バイスプレジ デント 平成22年6月 当社 執行役員就任 平成22年10月 アレクセオ・ジャパン㈱（現 コ ントゥアー・ネットワークス・ジ ャパン㈱）代表取締役社長就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任（現任） 平成28年3月 当社 C F O就任（現任）	18,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
執行役員		後藤 堅一	昭和33年4月2日生	昭和58年3月 日本大学 理工学部電子工学科卒業 昭和58年4月 日本圧電気(株) (現 アツデン(株)) 入社 昭和61年4月 日本モトローラ(株) 入社 平成8年4月 同社 移動電話事業部第一技術部長 平成10年8月 同社 パーソナルコミュニケーション事業部技術部長 平成12年10月 当社 マーケティング本部本部長付部長 平成13年4月 当社 ソリューション開発本部副本部長 平成14年4月 当社 マーケティング本部副本部長 平成17年5月 当社 エンジニアリング統括部長 平成21年7月 当社 プロダクトマーケティングアシスタントバイスプレジデント 平成26年11月 当社 プロダクトマーケティング&デベロップメントバイスプレジデント 平成28年3月 当社 執行役員就任 (現任)	1,000

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンス体制

(i) コーポレート・ガバナンス体制について

(A) 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つとして認識し、透明性の確保及び経営効率の向上を重視した事業運営に努めています。

当社は監査役会設置会社ですが、委員会設置会社やそのモデルとされた米国型のコーポレート・ガバナンス構造からも積極的に良い面を取り入れ、以下のとおり経営監督機能を強化した体制をとっています。

(B) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 社外取締役が過半数を占める取締役会

代表取締役社長は経営方針を決定し、業務執行を行います。重要な事項については取締役会の承認を得たうえで決定するほか、取締役会により、業務執行に対する経営監視が行われています。

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表権を有する業務執行取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役が必要であると考えています。また、いかに独立した社外取締役であっても、取締役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会の過半数を社外取締役で構成することが必要であると考えています。

当社の社外取締役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能を果たしています。また、当社の取締役会は、上記の要件を充足する社外取締役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

なお、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者としています。

(b) 業務執行の強化

取締役会の過半数が社外取締役によって構成される場合、取締役会は専ら監督機関として機能することになります。そのため、当社では、執行機関による会議体として、業務執行取締役3名で構成する代表取締役会（以下「RDM」という）を設置しています。

また、重要な職務について執行役員を任命しており、執行役員は、経営責任は負担しないものの、日常業務について業務執行取締役を補佐し、業務執行を推進します。

当社の業務執行においては、RDMが重要な意思決定を行い、業務執行取締役及び執行役員で構成するエグゼクティブオフィス会議（以下「EOM」という）が業務執行を推進します。また、EOMとは別に、業務執行取締役及び執行役員で構成する常勤役員会（以下「MB」という）があり、業務執行についての相互の監督及び情報共有を果たしています。

(c) 監査役会の機能の強化

社外取締役が過半数を占める取締役会に加えて、取締役の職務執行を監査する会社法上の機関として、監査役により、経営の適法性及び適切性が監視されています。監査役についても、常勤監査役を含む全員が業務執行者からの独立性を確保された社外監査役であるほか、いずれも企業経営または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。

また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

(d) 社外取締役及び社外監査役の独立性

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法の要件を充足するほか、米国における独立性基準に準じ、原則として当社との間で大株主または主要な取引先等としての利害関係を持っていないことを要件としています。また、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

さらに、当社は、有効なコーポレート・ガバナンスは、社会人として既に相当のキャリアを築き上げた方に、自身の経験を社会に還元し、よりよい未来を作り上げることへの使命感や達成感を目的として、報酬は2の次で社外役員として参加していただくことによって確保することができるものと考えています。この理由は、すでに相当のキャリアを築き上げた方であれば、豊富な知識、経験や高い見識を有していることが期待でき、また、将来のキャリアパスへの影響を考慮して業務執行者の意向に左右される可能性が少ないためです。さらに、会社から生計維持のために必要な報酬を受けている場合に報酬決定権を有する業務執行者の意向に反

することは困難を伴いますが、会社に経済的に依存しない立場であれば、業務執行者からのコントロールを受けることなく、真に株主の立場からの監督及び経営監視が可能となるからです。

(e) 監査機能の連携

監査役の行う業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたるほか、内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室が定期的に業務監査を行っています。法令の遵守についても、顧問弁護士から適宜アドバイスを受け、コンプライアンスの徹底及び強化に努めています。

(C) 業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備について定めています。

(a) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
2. MBの設置
3. RDMの設置
4. EOMの設置
5. 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
6. RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
7. MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
8. 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー

(b) 当社及び当社子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（抜粋）

当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告する。

(c) 当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

1. 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
2. 当社の子会社の業務執行責任者は、MBにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
3. 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。

(D) リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、リスク管理体制の整備について定めています。

- (a) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
- (b) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、EOMで行う。
- (c) 内部監査室は、EOMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(E) 非業務執行取締役及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、当事業年度末現在、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下、「非業務執行取締役」という）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。なお、責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(ii) 監査体制について

(A) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室（内部監査室長1名により構成）が定期的に業務監査を行っています。

監査役監査については、常勤監査役を含む3名全員が社外監査役であることにより実質的な独立性が確保されているほか、いずれも企業経営または行政における十分な経験を有し、業務執行に対する実質的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。

また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

(B) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しています。また、内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査にオブザーバーとして参加していま

す。内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役社長に提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。

また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。

会計監査人は、適宜、監査役会に出席し、監査報告及び説明を行っています。また、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は監査法人元和の指定社員である星山和彦氏及び山野井俊明氏の2名で、両氏の継続監査年数は、いずれも7年以内です。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名です。

(iii) 社外取締役及び社外監査役について

(A) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

<社外取締役>

(員数)

当社の取締役は8名であり、うち5名が社外取締役です。

(人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

人的関係 : 該当する事項はありません。

資本的关系 : 社外取締役井戸一朗及び師田卓は当社の株主です（所有株式数は「役員の状況」に記載のとおりです）。

取引関係 : 当社は、社外取締役塚田健雄が過去に取締役社長等を務めていたKDDI(株)（当時の商号は日本移動通信(株)）から専用線等の通信サービスの提供を受けています。また、社外取締役寺本振透が過去にパートナーとして在籍していた西村あさひ法律事務所から法律顧問等の法務サービスの提供を受けています。

その他の利害関係 : 社外取締役が現在在任し、または過去に在籍した会社等との関係を含め、社外取締役と当社の間にその他の利害関係はありません。

<社外監査役>

(員数)

当社の監査役は3名であり、全員が社外監査役です。

(人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

人的関係 : 該当する事項はありません。

資本的关系 : 社外監査役中山孝司は当社の株主です（所有株式数は「役員の状況」に記載のとおりです）。

取引関係 : 当社は、社外監査役中山孝司が過去に理事を務めていたKDDI(株)（当時の商号は第二電電(株)）から専用線等の通信サービスの提供を受けています。

その他の利害関係 : 社外監査役が現在在任し、または過去に在籍した会社等との関係を含め、社外監査役と当社の間にその他の利害関係はありません。

(B) 当該社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表権を有する業務執行取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役及び社外監査役が必要であると考えています。

また、いかに独立した社外取締役又は社外監査役であっても、取締役会又は監査役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会又は監査役会の過半数を社外取締役又は社外監査役で構成することが必要であると考えています。

さらに、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

なお、当該社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容は、「(i) コーポレート・ガバナンス体制について(B) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由 (d) 社外取締役及び社外監査役の独立性」に記載しています。

(C) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

当社では、取締役8名のうち5名が社外取締役、監査役3名全員が社外監査役となっています。

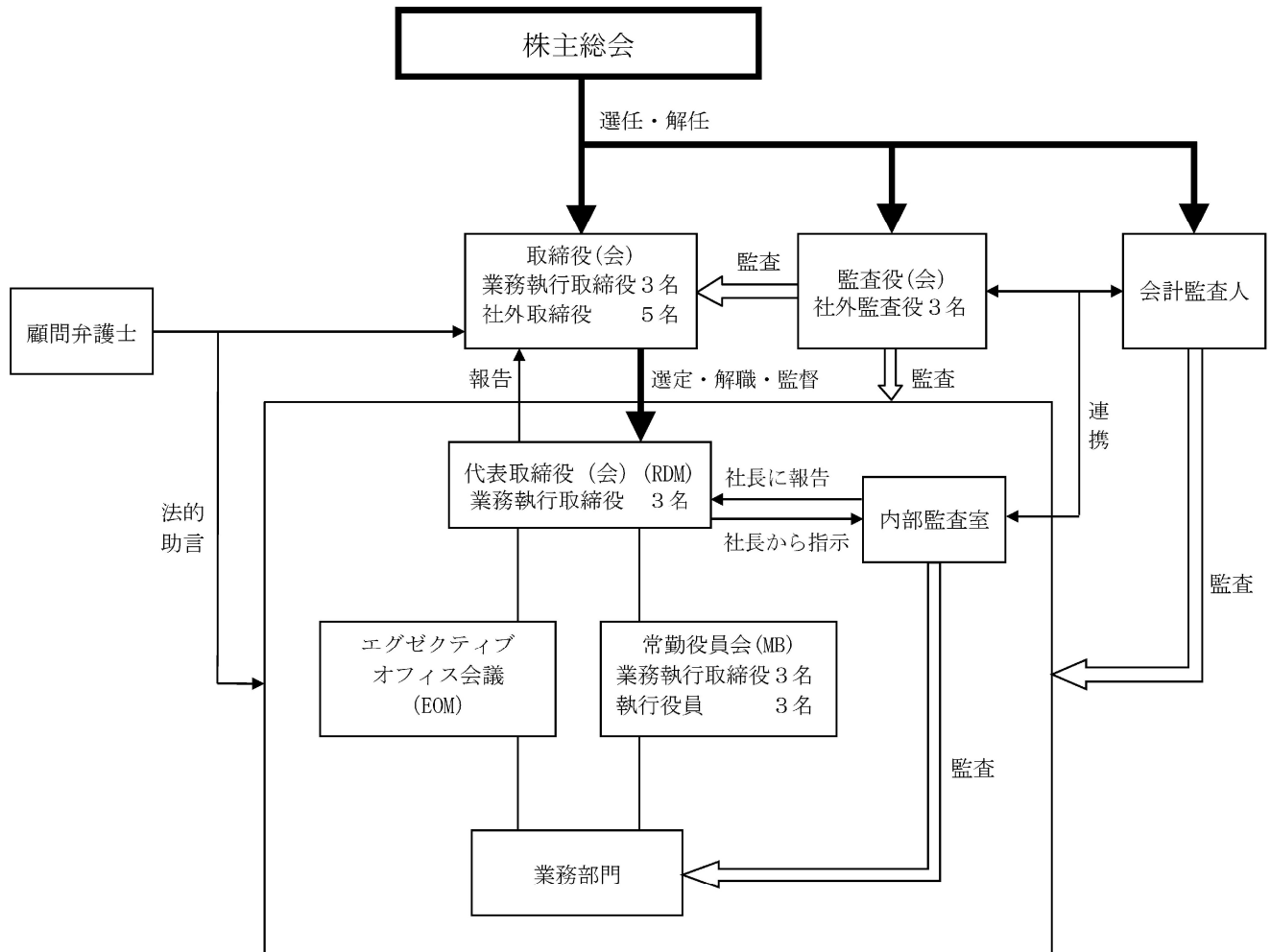
当社の社外取締役及び社外監査役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能及び監視機能を果たしています。また、当社の取締役会及び監査役会は、上記の要件を充足する社外取締役及び社外監査役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

(D) 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しています。また、内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査にオブザーバーとして参加しています。内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役社長に提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。

また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。会計監査人は、適宜、監査役会に出席し、監査報告及び説明を行っています。また、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。

当社の執行及び監査に係る経営管理組織の概要は以下のとおりです。



② 役員報酬

(i) 取締役又は監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		給与	賞与	退職 慰労金	社宅	ストック オプション	
社内取締役	395,447	376,442	—	—	19,005	—	3
社外取締役	16,935	16,935	—	—	—	—	(注2) 4
監査役 (注1)	17,208	17,208	—	—	—	—	3

(注) 1. 全員が社外監査役です。

2. 当事業年度末時点の社外取締役の員数は5名ですが、無報酬の社外取締役は対象となる役員の員数に含めていません。

(ii) 役員ごとの役員報酬等の総額及び報酬等の種類別の額 (注)

氏名	役員区分	役職名	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)				
				給与	賞与	退職 慰労金	社宅	ストック オプション
三田 聖二	取締役	代表取締役会長	263,390	250,598	—	—	12,792	—

(注) 当事業年度において報酬等の総額が1億円以上であった役員を記載しています。

(iii) 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬のうち、金銭報酬（給与）については、取締役報酬及び監査役報酬のそれぞれについて株主総会で承認された報酬総額の上限（取締役報酬は年額4億8,000万円以内、監査役報酬は年額7,200万円以内）の範囲内で、取締役報酬については取締役会決議により代表取締役会長に一任し、監査役報酬については監査役の協議により決定しています。

役員報酬のうち、取締役の非金銭報酬（社宅）については、株主総会で承認された報酬総額の上限（月額500万円以内）の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいて決定しています。

役員報酬のうち、非金銭報酬（ストックオプション）については、取締役報酬及び監査役報酬のそれぞれについて株主総会で承認された報酬総額の上限（取締役報酬は年額8,000万円以内、監査役報酬については年額100万円以内）の範囲内で、取締役会決議により決定しています（詳細については取締役会決議により代表取締役会長に一任します）。

③ 株式の保有状況

該当事項はありません。

④ 当社定款による定め

(i) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

(ii) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(iii) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合

(A) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(B) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めています。

(iv) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,800	—	27,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	23,800	—	27,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）
該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）
該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人元和による監査を受けています。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しています。

前連結会計年度及び前事業年度	東陽監査法人
当連結会計年度及び当事業年度	監査法人元和

臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動に係る監査公認会計士等の氏名・名称

- | | |
|------------------|--------|
| ①選任する監査公認会計士等の名称 | 監査法人元和 |
| ②退任する監査公認会計士等の名称 | 東陽監査法人 |

(2) 異動年月日 平成28年6月29日（当社第20回定時株主総会終結の時）

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 平成27年6月24日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の現在の監査公認会計士等である東陽監査法人は、平成28年3月期の監査の終了をもって任期満了となります。当社のガバナンス基準では、5年から7年を目処に監査公認会計士等の交代（最長9年）を行うこととしています。

これを踏まえ、現監査公認会計士等の監査継続年数を考慮し、監査公認会計士等の品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案した結果、後任の監査公認会計士等として監査法人元和を選任するものです。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 2,591,694	※ 2,306,931
売掛金	1,148,128	539,214
商品	291,835	224,421
貯蔵品	41	20
未収入金	51,015	82,589
繰延税金資産	218,101	52,000
その他	328,070	174,231
貸倒引当金	△326,261	△62,520
流動資産合計	4,302,625	3,316,888
固定資産		
有形固定資産		
建物	166,701	166,816
減価償却累計額	△61,253	△73,453
建物（純額）	105,448	93,363
車両運搬具	9,803	9,803
減価償却累計額	△9,727	△9,765
車両運搬具（純額）	76	38
工具、器具及び備品	794,242	747,331
減価償却累計額	△704,773	△650,953
工具、器具及び備品（純額）	89,469	96,378
リース資産	307,004	306,955
減価償却累計額	△223,862	△254,206
リース資産（純額）	83,141	52,748
有形固定資産合計	278,136	242,528
無形固定資産		
商標権	3,332	4,439
特許権	25,560	27,999
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	490,433	610,131
ソフトウェア仮勘定	500,951	455,488
無形固定資産合計	1,021,624	1,099,403
投資その他の資産		
敷金及び保証金	140,568	123,539
その他	20,726	110
投資その他の資産合計	161,295	123,649
固定資産合計	1,461,055	1,465,582
繰延資産		
株式交付費	—	3,565
社債発行費	—	6,123
繰延資産合計	—	9,689
資産合計	5,763,681	4,792,159

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	159,124	245,032
短期借入金	※ 901,440	※ 897,520
1年内返済予定の長期借入金	764,476	※ 569,068
リース債務	46,485	41,938
未払金	68,444	517,356
未払法人税等	1,168	16,098
前受収益	88,623	121,642
預り金	37,200	246,965
買付契約評価引当金	215,952	222,019
その他	24,375	17,279
流動負債合計	2,307,290	2,894,922
固定負債		
長期借入金	705,448	※ 136,380
リース債務	47,368	5,420
固定負債合計	752,816	141,800
負債合計	3,060,106	3,036,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,636,405	3,253,925
資本剰余金	997,967	1,604,232
利益剰余金	△1,111,216	△3,309,899
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	2,520,965	1,546,066
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	131,292	132,315
その他の包括利益累計額合計	131,292	132,315
新株予約権	51,317	77,055
純資産合計	2,703,574	1,755,437
負債純資産合計	5,763,681	4,792,159

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	4,109,488	2,659,403
売上原価	※1, ※2, ※4 3,459,059	※1, ※2, ※4 2,242,763
売上総利益	650,428	416,640
販売費及び一般管理費	※3, ※4 2,647,646	※3, ※4 2,117,917
営業損失(△)	△1,997,217	△1,701,277
営業外収益		
受取利息	652	806
有価証券利息	17	—
債務勘定整理益	5,686	—
為替差益	12,738	43,176
雑収入	419	24,084
営業外収益合計	19,514	68,067
営業外費用		
支払利息	14,656	12,839
社債発行費償却	—	3,061
その他	1,395	898
営業外費用合計	16,052	16,799
経常損失(△)	△1,993,754	△1,650,009
特別利益		
受取和解金	—	27,200
新株予約権戻入益	17,868	1,122
特別利益合計	17,868	28,322
特別損失		
減損損失	※5 73,706	—
事業構造改善費用	10,212	—
固定資産除却損	—	※6 6,688
訴訟和解金	—	※7 346,938
訴訟関連損失	—	※8 53,503
特別損失合計	83,919	407,130
税金等調整前当期純損失(△)	△2,059,805	△2,028,817
法人税、住民税及び事業税	18,707	3,568
法人税等調整額	80,000	166,296
法人税等合計	98,707	169,865
当期純損失(△)	△2,158,512	△2,198,682
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△2,158,512	△2,198,682

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純損失(△)	△2,158,512	△2,198,682
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△32,618	1,023
その他の包括利益合計	△32,618	1,023
包括利益	△2,191,131	△2,197,659
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△2,191,131	△2,197,659

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,608,995	971,304	1,047,296	△2,191	4,625,404
当期変動額					
新株の発行	27,410	26,663			54,073
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,158,512		△2,158,512
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	27,410	26,663	△2,158,512	－	△2,104,439
当期末残高	2,636,405	997,967	△1,111,216	△2,191	2,520,965

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	163,910	163,910	52,980	4,842,295
当期変動額				
新株の発行				54,073
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△2,158,512
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△32,618	△32,618	△1,663	△34,282
当期変動額合計	△32,618	△32,618	△1,663	△2,138,721
当期末残高	131,292	131,292	51,317	2,703,574

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,636,405	997,967	△1,111,216	△2,191	2,520,965
当期変動額					
新株の発行	617,520	606,264			1,223,784
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,198,682		△2,198,682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	617,520	606,264	△2,198,682	—	△974,898
当期末残高	3,253,925	1,604,232	△3,309,899	△2,191	1,546,066

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	131,292	131,292	51,317	2,703,574
当期変動額				
新株の発行				1,223,784
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△2,198,682
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,023	1,023	25,738	26,762
当期変動額合計	1,023	1,023	25,738	△948,136
当期末残高	132,315	132,315	77,055	1,755,437

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△2,059,805	△2,028,817
減価償却費	313,126	298,157
受取利息及び受取配当金	△652	△806
有価証券利息	△17	—
減損損失	73,706	—
支払利息	14,656	12,839
受取和解金	—	△27,200
新株予約権戻入益	△17,868	△1,122
訴訟和解金	—	346,938
訴訟関連損失	—	53,503
為替差損益 (△は益)	△30,816	△37,305
売上債権の増減額 (△は増加)	563,052	609,833
たな卸資産の増減額 (△は増加)	412,393	67,268
仕入債務の増減額 (△は減少)	△651,592	85,538
未収入金の増減額 (△は増加)	27,466	△31,573
前受収益の増減額 (△は減少)	282	33,027
未払又は未収消費税等の増減額	△223,452	126,307
その他	423,754	87,058
小計	△1,155,765	△406,352
利息及び配当金の受取額	669	806
利息の支払額	△14,554	△12,791
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△37,052	14,029
和解金の受取額	—	27,200
訴訟関連損失の支払額	—	△47,982
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,206,703	△425,089
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	10,414	—
有形固定資産の取得による支出	△85,460	△41,285
無形固定資産の取得による支出	△387,702	△292,608
定期預金の預入による支出	△1,089,000	△1,197,880
定期預金の払戻による収入	—	1,089,000
敷金及び保証金の差入による支出	△5,469	△4,322
敷金及び保証金の回収による収入	10,108	19,973
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,547,109	△427,122
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	992,160	—
長期借入金の返済による支出	△991,306	△764,476
株式の発行による収入	35,094	1,200,166
新株予約権の発行による収入	35,184	37,014
リース債務の返済による支出	△48,293	△46,404
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,838	426,300
現金及び現金同等物に係る換算差額	△73,922	△18,370
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,804,897	△444,283
現金及び現金同等物の期首残高	4,307,591	1,502,694
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,502,694	※ 1,058,411

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

JCI US Inc.

Contour Networks Inc.

Computer and Communication Technologies Inc.

Arxceo Corporation

JCI Europe Communications Limited

コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社

クルーシステム株式会社

上記のうち、JCI Europe Communications Limitedは、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含まれています。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 4～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

商標権 10年

特許権 8年

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

ロ 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上の現金同等物は、取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっています。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は、負債及び純資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた61,575千円は、「預り金」37,200千円、「その他」24,375千円として組み替えています。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しています。

(連結貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
定期預金	1,089,000千円	1,248,520千円

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	901,440千円	897,520千円
1年内返済予定の長期借入金	一千円	208,336千円
長期借入金	一千円	37,500千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれています。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	490,798千円	5,846千円

※2 売上原価に含まれる買付契約評価引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	215,952千円	6,067千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬	408,324千円	158,653千円
給与手当	664,797	823,103
貸倒引当金繰入額	317,987	27,869
貸倒損失	263,155	268,039

※4 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	81,631千円	55,805千円

※5 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社	遊休資産	ソフトウェア仮勘定

当社グループは、原則として会社ごとに資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

事業計画を精査するなかで、開発を中止したソフトウェア仮勘定について回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減損損失に計上しています。

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
工具、器具及び備品	一千円	2,211千円
ソフトウェア	—	4,476
計	—	6,688

※7 訴訟和解金の内容は、加賀ハイテック株式会社（現 加賀ソルネット株式会社）との訴訟の和解成立に伴う解決金です。

※8 訴訟関連損失の内容は、懲戒解雇訴訟の判決確定に伴う損失です。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	140,072,239	551,000	—	140,623,239
合計	140,072,239	551,000	—	140,623,239
自己株式				
普通株式	15,000	—	—	15,000
合計	15,000	—	—	15,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加551,000株は、ストック・オプションの行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	51,317
合計		—	—	—	—	—	51,317

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	140,623,239	7,105,000	—	147,728,239
合計	140,623,239	7,105,000	—	147,728,239
自己株式				
普通株式	15,000	—	—	15,000
合計	15,000	—	—	15,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加7,105,000株は、新株予約権(ストック・オプション含む)の行使によるもので
す。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権(第三者割 当て)	普通株式	—	21,000	6,930	14,070	30,954
	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	46,101
合計		—	—	21,000	6,930	14,070	77,055

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	2,591,694千円	2,306,931千円
預入期間が3ヶ月を超える又は担保に供している 定期預金	△1,089,000	△1,248,520
現金及び現金同等物	1,502,694	1,058,411

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

移動体通信事業における設備（工具、器具及び備品）です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として移動体通信事業における設備（工具、器具及び備品）です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	114,626	—
1年超	—	—
合計	114,626	—

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引開始時に信用調査を行うほか、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っています。

買掛金、未払金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

リース債務は固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

長期借入金も固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,591,694	2,591,694	—
(2) 売掛金	1,148,128	1,148,128	—
資産計	3,739,822	3,739,822	—
(1) 短期借入金	901,440	901,440	—
(2) 長期借入金	1,469,924	1,475,413	5,489
(3) リース債務	93,853	94,752	899
負債計	2,465,217	2,471,606	6,389

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,306,931	2,306,931	—
(2) 売掛金	539,214	539,133	△81
資産計	2,846,146	2,846,064	△81
(1) 買掛金	245,032	245,032	—
(2) 短期借入金	897,520	897,520	—
(3) 長期借入金	705,448	706,421	973
(4) リース債務	47,358	47,358	—
(5) 未払金	517,356	517,356	—
(6) 預り金	246,965	246,965	—
負債計	2,659,681	2,660,655	973

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

(2) 売掛金

割賦売掛金を除き、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

割賦売掛金については、決済が長期間にわたる債権であるため、将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割り引いた現在価値により算定しています。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) リース債務、(5) 未払金、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、一年以内返済予定の長期借入金を含んでいます。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,591,694	—	—	—
売掛金	1,096,296	51,831	—	—
合計	3,687,990	51,831	—	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,306,931	—	—	—
売掛金	509,708	29,505	—	—
合計	2,816,640	29,505	—	—

3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	901,440	—	—	—	—	—
長期借入金	764,476	569,068	81,780	23,400	21,600	9,600
リース債務	46,485	41,948	3,635	1,260	525	—
合計	1,712,401	611,016	85,415	24,660	22,125	9,600

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	897,520	—	—	—	—	—
長期借入金	569,068	81,780	23,400	21,600	9,600	—
リース債務	41,938	3,635	1,260	525	—	—
合計	1,508,526	85,415	24,660	22,125	9,600	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	10,414	—	—
合計	10,414	—	—

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
現金及び預金	35,184	—

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
新株予約権戻入益	17,868	1,122

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第10回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社執行役員 4名 当社従業員 11名 当社子会社従業員 2名	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社執行役員 4名 当社従業員 83名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 18名	当社取締役 5名 当社監査役 2名 当社執行役員 4名 当社従業員 74名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1)	普通株式 1,250,000株	普通株式 4,700,000株	普通株式 11,732,000株
付与日	平成19年 8月 3日	平成26年 9月18日	平成27年 8月 5日
権利確定条件	(注2)	(注3)	(注4)
対象勤務期間	(注2)	該当事項はありません	同左
権利行使期間	平成19年 8月 3日から 平成29年 8月 3日まで	平成26年 9月18日から 平成33年 9月17日まで	平成27年 8月 5日から 平成34年 8月 4日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しています。なお、平成21年 7月 1日付の株式分割(1株を5株に分割)及び平成26年 4月 1日付の株式分割(1株を100株に分割)に伴う調整後の株式数を記載しています。

2. 各新株予約権発行決議に基づき当社と新株予約権付与対象者との間で締結した当社ストックオプション契約が規定する以下の行使条件に従うものとなっています。

(i) 当社または子会社の役員・従業員として継続して勤務した期間が、一定の起算日から4年に至るまで1年経過する毎に、一定割合について行使可能となる。

(ii) 当社または子会社の役員・従業員を退任・退職した場合、上記により行使可能となった権利について、役員については退任日から6ヶ月以内、従業員については退職日から30日以内に限り行使できる。

(iii) 新株予約権付与対象者が、当社または子会社の就業規則により解雇された場合等、同契約に定める権利喪失事由に該当した場合には、権利行使可能となっているか否かを問わず、当該付与対象者が保有する全ての新株予約権が消滅する。

(iv) その他、同契約が規定する行使条件

3. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a)の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b)の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、売上高または営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成28年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合
- (b) 平成29年3月期の売上高が65億円を超過しており、かつ、平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. ① 権利行使の条件

新株予約権者は、当社の監査済み連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）において、以下のいずれかの条件を充足した場合のみ、(a)の条件充足による場合は平成28年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、(b)の条件充足による場合は平成29年3月期にかかる有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から、新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の概念について、適用される会計基準の変更等により重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

- (a) 平成28年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

(b) 平成29年3月期の営業利益が14億円を超過している場合

② 権利喪失事由

(i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合

(c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）

(d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合

(e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合

(ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

(i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

(i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

① ストック・オプションの数

	第10回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	4,359,000	11,524,000
付与	—	—	—
失効	—	132,000	264,000
権利確定	—	—	—
未確定残	—	4,227,000	11,260,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	250,000	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	175,000	—	—
失効	—	—	—
未行使残	75,000	—	—

（注）平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）及び平成26年4月1日の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整後の株式数を記載しています。

② 単価情報

	第10回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権
権利行使価格 （円）	47	720	350
行使時平均株価 （円）	172	—	—
公正な評価単価（付与日） （円）	23.39	2.50	3.00

（注）1. 平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）及び平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整後の価格を記載しています。

2. 行使時平均株価は、円未満を四捨五入しています。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,893,144千円	2,611,463千円
棚卸資産評価損	195,622	196,495
貸倒引当金	105,279	24,035
買付契約評価引当金	66,634	67,991
前受収益	26,588	36,702
その他	36,489	41,638
繰延税金資産小計	2,323,757	2,978,326
評価性引当額	△2,039,849	△2,834,038
繰延税金資産合計	283,908	144,288
繰延税金負債		
在外子会社の減価償却不足額	△65,806	△92,288
繰延税金負債合計	△65,806	△92,288
繰延税金資産の純額	218,101	52,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（平成28年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、移動体通信分野の各種サービスを開発・運用し、顧客に販売・提供する事業を行っています。

当社は、国内子会社2社とともに主として国内の顧客に対するサービス提供を行う事業会社としての機能と、グループの戦略決定やグループ全体のバックオフィス業務の一部を担う機能を有しています。一方、海外では、米国子会社2社及びヨーロッパ子会社1社が当社の決定した戦略に基づき、主として米国の顧客に対してサービスを提供する機能を有しています。その他、米国子会社2社は、米国事業の統括及びグループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有しています。

当社の報告セグメントは各社の事業拠点を基礎とし、当社及び国内子会社2社を「日本事業」、米国子会社2社及びヨーロッパ子会社1社を「海外事業」とした上で、当社の一部費用及び米国子会社2社の費用を全社費用としています。

当連結会計年度より、ヨーロッパにおける事業子会社をアイルランドで設立したことに伴い、報告セグメントを従来の「日本事業」「米国事業」から、「日本事業」「海外事業」に変更しています。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき表示しています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	海外事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	3,741,138	368,349	4,109,488
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	3,741,138	368,349	4,109,488
セグメント損失(△)	△865,184	△22,969	△888,153
セグメント資産	5,155,239	381,382	5,536,621
その他の項目			
減価償却費	297,681	5,669	303,351
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	357,604	76,441	434,045

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	海外事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	2,372,634	286,769	2,659,403
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	19,943	19,943
計	2,372,634	306,713	2,679,347
セグメント利益又は損失(△)	△612,559	9,599	△602,960
セグメント資産	4,244,586	467,455	4,712,041
その他の項目			
減価償却費	278,606	13,238	291,845
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	263,427	81,817	345,245

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,109,488	2,679,347
セグメント間取引消去	—	△19,943
連結財務諸表の売上高	4,109,488	2,659,403

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	△888,153	△602,960
全社費用（注）	△1,123,801	△1,111,477
調整額（セグメント間取引消去等）	14,738	13,160
連結財務諸表の営業損失（△）	△1,997,217	△1,701,277

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,536,621	4,712,041
全社資産（注）	227,059	101,151
調整額（セグメント間債権債務消去等）	—	△21,033
連結財務諸表の資産合計	5,763,681	4,792,159

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産です。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	303,351	291,845	9,774	6,312	313,126	298,157
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	434,045	345,245	2,165	834	436,211	346,080

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
3,741,138	368,349	4,109,488

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の状況 2 生産、受注及び販売の状況」をご参照ください。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
2,372,634	286,769	2,659,403

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の状況 2 生産、受注及び販売の状況」をご参照ください。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	日本事業	海外事業	全社・消去	合計
減損損失	73,706	—	—	73,706

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	福田 尚久	—	—	当社代表取締役	（被所有） 直接 0.01	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注)	12,256	—	—

（注）第13回新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しています。

当連結会計年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	18.86円	11.36円
1株当たり当期純損失金額(△)	△15.36円	△15.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	△2,158,512	△2,198,682
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失金額(△)(千円)	△2,158,512	△2,198,682
普通株式の期中平均株式数(株)	140,492,383	144,948,334
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	1株当たり当期純損失であるた め、全ての潜在株式が希薄化効 果を有していません。	同左

(重要な後発事象)

第3回新株予約権（第三者割当て）の行使

当社が平成28年7月28日に発行した第3回新株予約権（第三者割当て）が、平成29年5月15日から平成29年6月9日までに以下のとおり行使されました。

行使された新株予約権の概要

①新株予約権の名称

第3回新株予約権（第三者割当て）

②行使価額

148～165円

③行使新株予約権個数

69,300個

④行使者

クレディ・スイス証券株式会社

⑤交付株式数

6,930,000株

⑥行使価額総額

1,078,650千円

⑦増加する資本金の額

551,950千円

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	901,440	897,520	0.56	—
1年以内に返済予定の長期借入金	764,476	569,068	0.49	—
1年以内に返済予定のリース債務	46,485	41,938	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	705,448	136,380	0.49	平成33年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	47,368	5,420	—	平成30年～32年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	2,465,217	1,650,326	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。
2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものが含まれているため、平均利率を記載していません。
3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	81,780	23,400	21,600	9,600
リース債務	3,635	1,260	525	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	683,467	1,382,078	2,059,096	2,659,403
税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(千円)	△341,134	△626,291	△1,317,645	△2,028,817
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△)(千円)	△340,294	△625,842	△1,362,880	△2,198,682
1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△2.42	△4.39	△9.46	△15.16

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失(△)(円)	△2.42	△1.98	△4.99	△5.65

② 訴訟

(i) 当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認(及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い)を請求していました。

平成24年11月30日の第一審判決では元従業員の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。これに対し、当社は平成25年7月に上告等を申立てましたが、平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定があり、本件訴訟は、普通解雇の有効性を審理するため、東京地方裁判所に差し戻されました。

平成27年11月30日の差戻第一審判決では元従業員の請求が認容されたため、当社は控訴しましたが、平成28年7月6日の差戻控訴審判決で控訴が棄却されました。これに対し、当社は平成28年7月に上告等を申立てましたが、平成29年1月17日、上告棄却及び上告不受理の決定があり、本件訴訟は終結しました。

(ii) 当社は、平成23年の初頭、ZTE Corporation(以下、同社の子会社であるZTEジャパン株式会社を含め、「ZTE」という)から、7インチディスプレイのタブレット端末(商品名「Light Tab」、以下、「本件製品」という)15,000台を仕入れ、同年3月に販売を開始しましたが、本件製品には、引渡し時点ではわからなかった多くの欠陥ないし不具合が存在することが判明しました。そのため、平成24年4月、当社は本件製品の販売を中止し、ZTEと協議を継続しましたが、不調に終わったため、平成25年3月19日、ZTEの債務不履行(本件製品の修理義務違反)に基づく損害の賠償を請求する訴訟を提起しました。

平成28年3月18日の第一審判決では当社の請求が棄却されましたが、平成28年12月20日、控訴審において和解が成立し、本件訴訟は終結しました。

(iii) 当社は、平成20年8月に加賀ハイテック株式会社(現 加賀ソルネット株式会社(平成28年4月1日付合併により訴訟承継)(以下、「加賀」という))に売り渡したb-mobile 3G(以下、「本件製品」という)について、加賀から、平成25年11月29日付訴状により、債務不履行解除による買受代金相当額の返還を請求されました。本件製品については、平成21年6月、加賀から売買契約の解除およびこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟(以下、「前訴」という)が提起されたものの、平成24年8月の上告棄却により加賀の敗訴が確定しており、加賀は、前訴の敗訴確定を受け、平成24年10月以降に本件製品の在庫を販売したところ、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟を提起したものです。

当社は、当社が加賀に売り渡した本件製品は正常な通信機能を備えていたこと、当社と加賀との間の継続的取引関係および信頼関係は加賀の強固な販売拒絶および前訴提起によって破壊されたのであって、本件製品に通信機能を維持する義務は失われていること、いずれにしても、本件訴訟は前訴の蒸し返しである旨を主張して争ってまいりました。

しかしながら、平成28年9月30日言渡しの第一審判決は、加賀の請求を一部認容し、当社に3億4,209万5,000円の支払いを命じました。そのため、当社は平成28年10月3日に直ちに控訴し、一方、加賀も平成28年10月13日に控訴するとともに訴えを追加的に変更し、遅延損害金の起算日を当初の売買代金支払日である平成20年9月30日に遡及させる請求の拡張を行いました(この請求が認められた場合、遅延損害金は本件和解時点で1億7,000万円を超えるものとなります)。

当社は、控訴審においても引き続き当社の主張の正当性を訴えてまいりましたが、ドコモ・ネットワーク向けの格安SIMの販売網の拡大、および、ソフトバンク・ネットワーク向けの格安SIMの販売開始という成長戦略に注力する経営判断に基づき、訴訟の長期化が経営に与える影響等を総合的に勘案し、平成29年3月10日（和解調書の交付は平成29年3月13日）、控訴審において和解が成立し、本件訴訟は終結しました。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 2,132,171	※1 2,159,772
売掛金	1,092,499	489,329
商品	253,069	185,471
貯蔵品	41	20
未収入金	※2 62,090	※2 117,036
前払費用	26,243	54,203
繰延税金資産	210,000	52,000
その他	370,935	246,729
貸倒引当金	△326,261	△58,930
流動資産合計	3,820,790	3,245,632
固定資産		
有形固定資産		
建物	103,678	92,014
車両運搬具	76	38
工具、器具及び備品	69,011	81,070
リース資産	80,399	50,992
有形固定資産合計	253,166	224,116
無形固定資産		
商標権	2,667	3,855
特許権	5,169	8,092
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	513,579	576,006
ソフトウェア仮勘定	359,285	300,707
無形固定資産合計	882,047	890,007
投資その他の資産		
関係会社株式	605,054	666,519
長期貸付金	※2 154,371	※2 153,700
敷金及び保証金	124,555	115,473
その他	20,726	110
投資その他の資産合計	904,708	935,803
固定資産合計	2,039,921	2,049,927
繰延資産		
株式交付費	—	3,565
社債発行費	—	6,123
繰延資産合計	—	9,689
資産合計	5,860,712	5,305,248

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	137,611	234,504
短期借入金	※1 901,440	※1 897,520
1年内返済予定の長期借入金	764,476	※1 569,068
リース債務	44,186	39,736
未払金	※2 123,847	※2 589,777
前受収益	86,821	119,848
預り金	37,100	246,860
買付契約評価引当金	215,952	222,019
その他	1,832	16,434
流動負債合計	2,313,267	2,935,769
固定負債		
長期借入金	705,448	※1, ※2 386,380
リース債務	45,156	5,420
固定負債合計	750,604	391,800
負債合計	3,063,872	3,327,570
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,636,405	3,253,925
資本剰余金		
資本準備金	997,967	1,604,232
資本剰余金合計	997,967	1,604,232
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△886,659	△2,955,342
利益剰余金合計	△886,659	△2,955,342
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	2,745,522	1,900,623
新株予約権	51,317	77,055
純資産合計	2,796,839	1,977,678
負債純資産合計	5,860,712	5,305,248

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	3,741,138	2,372,634
売上原価	※1 3,201,633	※1 2,022,725
売上総利益	539,504	349,908
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,419,224	※1, ※2 1,935,519
営業損失(△)	△1,879,719	△1,585,611
営業外収益		
受取利息	※1 43,068	※1 1,770
有価証券利息	17	—
債務勘定整理益	5,686	—
為替差益	11,216	43,801
雑収入	424	23,524
営業外収益合計	60,412	69,097
営業外費用		
支払利息	14,602	※1 13,679
社債発行費償却	—	3,061
その他	846	897
営業外費用合計	15,449	17,639
経常損失(△)	△1,834,756	△1,534,153
特別利益		
受取和解金	—	27,200
新株予約権戻入益	17,868	1,122
特別利益合計	17,868	28,322
特別損失		
減損損失	79,615	—
関係会社株式評価損	425,000	—
固定資産除却損	—	7,136
訴訟和解金	—	※3 342,095
訴訟関連損失	—	※4 53,503
特別損失合計	504,615	402,734
税引前当期純損失(△)	△2,321,503	△1,908,565
法人税、住民税及び事業税	17,715	2,117
法人税等調整額	80,000	158,000
法人税等合計	97,715	160,117
当期純損失(△)	△2,419,218	△2,068,683

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)			当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 期首棚卸高	※ 1	806,065			887,083		
II 当期商品仕入高		523,819			81,319		
III 他勘定振替高		30,042			3,733		
IV 期末棚卸高		887,083			825,332		
V 棚卸資産評価損		490,798	903,557	28.2	5,846	145,183	7.2
VI 通信回線料金等	※ 2		1,863	0.1		2,237	0.1
VII データサービス原価			1,350,964	42.2		1,268,099	62.7
VIII 買付契約評価引当金繰入額			215,952	6.7		6,067	0.3
IX その他の経費			729,295	22.8		601,137	29.7
売上原価			3,201,633	100.0		2,022,725	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっています。

(注) ※ 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
固定資産への振替	4,713	—
消耗品勘定等への振替	6,571	3,733
その他	18,756	—
計	30,042	3,733

※ 2. その他の経費の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
減価償却費	280,637	264,000
業務委託料	6,419	4,658
その他	442,237	332,478
計	729,295	601,137

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	2, 608, 995	971, 304	971, 304	1, 532, 558	1, 532, 558	△2, 191	5, 110, 666
当期変動額							
新株の発行	27, 410	26, 663	26, 663				54, 073
当期純損失（△）				△2, 419, 218	△2, 419, 218		△2, 419, 218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	27, 410	26, 663	26, 663	△2, 419, 218	△2, 419, 218	－	△2, 365, 144
当期末残高	2, 636, 405	997, 967	997, 967	△886, 659	△886, 659	△2, 191	2, 745, 522

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	52,980	5,163,647
当期変動額		
新株の発行		54,073
当期純損失（△）		△2,419,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,663	△1,663
当期変動額合計	△1,663	△2,366,808
当期末残高	51,317	2,796,839

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	2,636,405	997,967	997,967	△886,659	△886,659	△2,191	2,745,522
当期変動額							
新株の発行	617,520	606,264	606,264				1,223,784
当期純損失（△）				△2,068,683	△2,068,683		△2,068,683
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	617,520	606,264	606,264	△2,068,683	△2,068,683	－	△844,899
当期末残高	3,253,925	1,604,232	1,604,232	△2,955,342	△2,955,342	△2,191	1,900,623

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	51,317	2,796,839
当期変動額		
新株の発行		1,223,784
当期純損失（△）		△2,068,683
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,738	25,738
当期変動額合計	25,738	△819,160
当期末残高	77,055	1,977,678

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

総平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備

定額法

その他の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
定期預金	1,089,000千円	1,248,520千円

担保付債務は、次のとおりです。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	901,440千円	897,520千円
1年内返済予定の長期借入金	－千円	208,336千円
長期借入金	－千円	37,500千円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	11,101千円	34,447千円
長期金銭債権	154,371	153,700
短期金銭債務	61,535	83,099
長期金銭債務	－	250,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
営業費用	54,147千円	40,165千円
営業取引以外の取引による取引高	269,331	170,216

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度51%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度49%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売代理店手数料	121,728千円	37,559千円
役員報酬	408,324	158,653
給与手当	507,688	707,783
減価償却費	31,736	27,847
貸倒引当金繰入額	317,987	27,869
貸倒損失	263,155	265,563

※3 訴訟和解金の内容は、加賀ハイテック株式会社（現 加賀ソルネット株式会社）との訴訟の和解成立に伴う解決金です。

※4 訴訟関連損失の内容は、懲戒解雇訴訟の判決確定に伴う損失です。

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は666,519千円、前事業年度の貸借対照表計上額は605,054千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	741,434千円	1,388,843千円
関係会社株式評価損	833,564	833,564
たな卸資産評価損	195,622	196,495
買付契約評価引当金	66,634	67,991
前受収益	26,588	36,702
新株予約権	1,790	537
貸倒引当金	99,935	18,068
その他	2,844	7,958
繰延税金資産小計	1,968,414	2,550,160
評価性引当額	△1,758,414	△2,498,160
繰延税金資産合計	210,000	52,000
繰延税金負債	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(平成28年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

当事業年度(平成29年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

第3回新株予約権（第三者割当て）の行使

当社が平成28年7月28日に発行した第3回新株予約権（第三者割当て）が、平成29年5月15日から平成29年6月9日までに以下のとおり行使されました。

行使された新株予約権の概要

①新株予約権の名称

第3回新株予約権（第三者割当て）

②行使価額

148～165円

③行使新株予約権個数

69,300個

④行使者

クレディ・スイス証券株式会社

⑤交付株式数

6,930,000株

⑥行使価額総額

1,078,650千円

⑦増加する資本金の額

551,950千円

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	103,678	—	84	11,579	92,014	65,875
	車両運搬具	76	—	—	38	38	9,765
	工具、器具及び備品	69,011	46,333	2,211	32,062	81,070	449,156
	リース資産	80,399	—	—	29,406	50,992	244,685
	計	253,166	46,333	2,296	73,086	224,116	769,483
無形固定資産	商標権	2,667	1,765	—	577	3,855	—
	特許権	5,169	3,744	—	821	8,092	—
	電話加入権	1,345	—	—	—	1,345	—
	ソフトウェア	513,579	284,712	4,924	217,361	576,006	—
	ソフトウェア仮勘定	359,285	208,168	266,746	—	300,707	—
	計	882,047	498,391	271,670	218,761	890,007	—

- (注) 1. 工具、器具及び備品の増加は、主としてネットワーク関連機器の購入によるものです。
2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加は、主としてデータ通信サービスにかかるソフトウェアの開発によるものです。
3. ソフトウェア仮勘定の減少は、主としてソフトウェアへの振替によるものです。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	326,261	344,234	611,565	58,930
買付契約評価引当金	215,952	7,121	1,053	222,019

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

① 訴訟

- 1 連結財務諸表等 (2) その他 ② 訴訟に記載しています。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座に記載された単元未満株式に関する取扱い) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座以外の振替口座に記載された単元未満株式に関する取扱い) 振替口座を開設した口座管理機関(証券会社等) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.j-com.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することができません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第20期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
平成28年6月29日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書
事業年度（第20期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
平成28年6月29日関東財務局長に提出。
- (3) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書です。
平成28年6月29日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成28年6月30日関東財務局長に提出。
平成28年6月29日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類
第3回新株予約権（第三者割当て）の発行
平成28年7月12日関東財務局長に提出。
- (6) 第1四半期報告書及び確認書
（第21期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
平成28年8月12日関東財務局長に提出。
- (7) 第2四半期報告書及び確認書
（第21期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）
平成28年11月10日関東財務局長に提出。
- (8) 第3四半期報告書及び確認書
（第21期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）
平成29年2月7日関東財務局長に提出。
- (9) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号及び第19号の規定に基づく報告書です。
平成29年3月24日関東財務局長に提出。
- (10) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく報告書です。
平成29年4月14日関東財務局長に提出。
- (11) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書です。
平成29年6月28日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月28日

日本通信株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 星 山 和 彦 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山野井 俊 明 ⑩
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成28年7月28日に発行した第3回新株予約権（第三者割当て）が、平成29年5月15日から平成29年6月9日までに行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本通信株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本通信株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月28日

日本通信株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 星 山 和 彦 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山野井 俊 明 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社が平成28年7月28日に発行した第3回新株予約権（第三者割当て）が、平成29年5月15日から平成29年6月9日までに行使されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員CFO 横山 裕昭
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長福田尚久及び上席執行役員ＣＦＯ横山裕昭は、当社の第21期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月29日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員CFO 横山 裕昭
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長福田尚久及び上席執行役員CFO横山裕昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社6社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、前受収益及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。